

平成28年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成28年11月17日に、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地方裁判所の民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官並びに民事首席書記官又は次席書記官が出席して開催された民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会において協議された結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、民事執行事件及び倒産事件を担当する部総括裁判官並びに民事首席書記官又は次席書記官が出席し、民事執行事件及び倒産事件を取り巻く諸情勢を踏まえ、以下の点を協議事項として開催されたものである。

(倒産パート)

- (1) 振り分け基準等の運用において問題となる点
- (2) 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

(執行パート)

- (1) 民事執行法改正に向けた動きについて
- (2) その他

これらの協議事項のうち、倒産パートについては、倒産手続の透明性・公平性を高めるための方策として、同時廃止事件・管財事件を振り分ける基準の在り方を取り上げ、振り分け基準額や現金・普通預金の取扱い等について意見交換をし、振り分け基準に関する考え方を整理した上で、運用の見直しを検討すべき地域的範囲や、運用を見直す場合の弁護士会への対応の在り方等について意見交換をすることを趣旨とした。

執行パートについては、法務大臣から法制審議会に対して民事執行法の見直しが諮問されるなど、民事執行法改正に向けた検討が開始されていることから、法改正に向けた議論の状況について情報提供するとともに、法改正に当たって主な検討項目となることが予想されている事項のうち、特に実務上重要と思われる点等について、実務の実情を伺いつつ、意見交換をすることを趣旨とした。また、その他として、不動産執行事件の新受件数の大幅な減少など、執行裁判所及び執行官を巡る諸情勢の変化を踏まえ、民事執行事件を担う機関として現在抱える課題について認識を共有しつつ、意見交換をすることとした。

2 協議結果要旨の概要

本協議会の協議結果の概要は以下のとおりであるが、詳細は本文を御覧いただきたい。

(1) 倒産パートの協議について

ア 振り分け基準等の運用において問題となる点

倒産パートでは、同時廃止事件・管財事件の振り分け基準額や現金・普通預金の取扱い、財産の積算方法等の振り分け基準に関わる事項の考え方について協議がされた。なお、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後本協議会までの間に東京地裁と大阪地裁との間で振り分け基準に関する意見交換がされ、その結果が「東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案」としてまとめられたことから、当該振り分け基準案や、振り分け基準に関する参加庁における現時点での取扱内容を踏まえて協議が進められた。

まず、振り分け基準額について、振り分け基準額を考える根拠となる規定が破産法216条1項であり、同項の「破産手続の費用」は管財事件の最低予納金額が基準となることについて異論はなく、同項の「破産手続の費用」は、簡易管財又は通常管財のうち、当該庁において基本的に行われる類型の管財事件によるとの意見が数多く出され、この考え方に従い、振り分け基準額と管財事件の最低予納金額を一

致させるべきであるとの意見に異論はなかった。

次に、基準額を検討する際に積算の対象となる財産に関して、①99万円までの現金、②普通預金、③破産手続開始決定の申立直前に現金化された現金の取扱いについて意見交換がされた。まず、①99万円までの現金の取扱いについては、法定自由財産であるため（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号）、積算対象とならないが、保有現金が一定額を超える場合には、他にも財産を保有している疑いがあるとして、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」（破産法216条1項）には当たらず管財事件となると考えるべきであるとの意見が出され、この考え方に沿って検討することが確認された。そして、どの程度の現金を保有している場合に「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に当たらないと考えるかについては、事実認定・評価の問題となることから、各庁において検討すべきことが確認された。②普通預金の取扱いについては、現金と異なり、債権であって法定自由財産ではないことから、原則として積算対象となるが、申立直前の年金・給与等、一定の場合には例外的に積算対象外とされる場合があるとの意見に異論はなかった。③直前に現金化された現金の取扱いについては、現金化される前の財産の性質を考慮しないとすると、現金化せずそのままの資産で保有していれば管財事件となるが、現金化すれば同時廃止事件となるといった不均衡が生じ得るといった問題点が指摘されたが、現金である以上基本的には積算対象としないのが理論的に整合しており、問題となり得る事案では否認権行使や資産調査が必要である場合として管財事件とするといった対応も考えられることから、直前現金化は原則として考慮しないこととするとの意見に異論はなく、例外については各庁において検討することが確認された。

また、振り分け基準の対象となる財産の積算方法については、破産財団をもって破産手続の費用を支弁することができるかどうかを検討することからすれば、個別財産ごとに対象とするかどうか検討するのではなく全財産の総額で判断することが考えられるとの意見も見られたが、実際に管財事件となった場合に管財人が全ての財産を換価するものではないことなどからすると、破産者の有する財産を一定の項目ごとに分けた上で、同一項目内の財産の合計額が20万円に達する場合に財産として積算の対象とする個別財産基準を基本とし、ただし、同額に達しない場合であっても、そのような項目が一定程度積み重なった場合には、例外的に管財事件にすべき場合があるとの意見が多数出され、この考え方に沿って検討することが確認された。

さらに、同時廃止のための按分弁済は行わないとすることが確認された。

イ 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

アのとおり振り分け基準に関する考え方が整理されたことから、この考え方に沿って運用の差違の見直しを検討すべき地域的範囲や、弁護士会への対応といった運用の見直しの進め方について協議がされた。

まず、運用の差違を見直す地域的範囲として、本庁・支部間では基本的に運用は一致すべきであるとの意見に異論はなく、より広域の範囲である近隣庁や高裁管内においても、今回整理された考え方の範囲においては一致する方向で検討すべきで

あるとの意見に異論はなかった。なお、振り分け基準の運用の見直しについて、今回議論された項目以上の点についての意見交換等は当面予定されていないことが確認された。

次に、運用を見直す場合の弁護士会への対応の在り方について意見交換がされ、運用の見直しを進める上で弁護士会への対応は重要であり、各庁の実情を踏まえつつ、今後更に対応を検討していくことが確認された。

以上の意見交換の結果、本協議会で整理された考え方を踏まえて今後各庁が振り分け基準に関する運用の見直しを検討し、各高裁管内でも見直しの検討を広げていくことが相当であるとの認識で一致した。

(2) 執行パートの協議について

ア 民事執行法改正に向けた動きについて

まず、民事局から民事執行法改正に関するこれまでの経過と今後のスケジュールの見込みが説明された。すなわち、民事執行法改正については、平成27年10月から、一般社団法人金融財政事情研究会（きんざい）において、「民事執行手続に関する研究会」が始まり、その結果が取りまとめられた研究会報告書が、平成28年6月にきんざいのホームページに公表されていること、同年9月12日に法務大臣から法制審議会に対して民事執行法の見直しが諮問され、同年11月18日から法制審議会民事執行法部会において議論が開始されること、中間試案及び要綱案の取りまとめの時期等は未定であるが、早ければ平成29年秋ころに要綱が答申され、平成30年の通常国会に法案提出が見込まれることが、それぞれ説明された。

その後、改正検討事項とされている、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④その他（債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し）について、主に議論されている内容が民事局から説明された後、特に実務上重要と思われる点等について、実務の実情を踏まえた意見交換がされた。

①債務者財産の開示制度の実効性の向上については、現行の財産開示手続は実効性が十分でないと指摘されていることに関し、実務の実情として、実施要件（民事執行法197条1項1号及び2号）の審査は厳格な運用をしているわけではなく、債務者の不出頭等に対する過料の制裁についても債権者からの上申があれば必ず過料に処し、過料金額は不出頭の場合は20万円としており低廉ではないとの意見がほとんどであった。また、第三者財産照会制度において過剰照会等を防止する方策として、現行の財産開示手続における一部開示の許可（民事執行法200条1項）や債務名義を有する他の債権者による閲覧等の請求（民事執行法201条2号）の規律を参照することが検討されているが、実務では、いずれもほとんど例がないことが紹介された。

②不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策については、執行裁判所が暴力団員該当性の認定・判断をする仕組みとなった場合に、執行裁判所が警察からの回答に依拠して判断する仕組みについて議論された。これについては、最高価買受申出人が暴力団員に該当するかどうかは実質的判断であり、これを売却不許可事由とすることはそもそも無理があるとの意見が多く、仮に執行手続内で暴力団員の買

受けを防止しようとするならば、できる限り形式的かつ迅速な判断が可能となるような仕組みを設けるべきことについて異論はなかった。

③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化については、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「実施法」という。）が施行された後の実務の実情について主に意見交換された。具体的には、現在の実務では、債務者の住居において、子が債務者と共にいる場合に執行することを原則としており、就学先や公道で執行するよりも、子らのプライバシー保護に資するといったメリットがあるものの、早朝・夜間の執行が増加しており、立会人の確保に苦慮しているといった実情が紹介された。また、児童心理の専門家の関与形態として、債権者の費用負担を考慮して立会人として関与してもらう例もあるものの、子らに対して説得してもらうために執行補助者として関与してもらう例が多いとの実情のほか、執行の対象とする子の年齢については、子の意思能力の有無によるが、おおむね10歳程度までが大半であるとの実情が紹介された。

④その他（債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し）については、現在の実務の実情について意見交換された。具体的には、現在問題となっている事件類型のうち、債権者が何ら取立て等をすることなく長期間経過している事件及び債務者に不送達となったままの事件は、いずれも統計を取っているわけではないものの、債権執行事件の未済事件のうち、前者の類型は50%前後、後者の類型は5%程度存在するとの意見が多く、こうした事件に対しては、何らかの立法的な手当てが必要であることについて異論はなかった。

イ その他

その他の協議事項としては、①競売市場修正率の見直し、②不動産競売事件の処理期間の短縮化及び③執行官の監督が取り上げられた。

このうち、①競売市場修正率の見直しに関しては、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後の各庁における検討の進捗状況について、競売市場修正率を変更することとした庁と変更しないこととした庁から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況等が紹介された。また、いずれの庁においても、売却率及び乖離率等の自庁統計を裁判所又は評価人が収集・共有しており、引き続きこうした自庁統計等に基づいて、評価人と定期的な協議を行いながら競売市場修正率の見直しの要否や範囲を検討していくことが有益ではないかとの認識で一致した。

②不動産競売事件の処理期間の短縮化については、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）を設定することについて協議され、標準スケジュールを設定している庁からは処理期間の目標が把握しやすいため、事務の流れが非常にスムーズになっているとの実情が紹介されたほか、標準スケジュールを設定していない庁においても、各手続又は各事件ごとにスケジュールを設定しており、全体としてみれば標準スケジュールを設定していることと差がないという意見などがあり、いずれの庁においても、処理期間の短縮化のためにスケジュール管理を行うことが重要であり、年間の売却スケジュールについても、これに合致するように設定する必要があることについて異論はなかった。

③執行官の監督については、監督官及び監督補佐官による指導・監督を一層強化

していく必要があり、これに関して民事局が従前から伝えてきた事項の参加庁における周知の状況や活用の実情が紹介されたほか、不動産の明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理について、参加庁の処理の実情や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めを前提としつつ、円滑な執行を行うための工夫例等が紹介された。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、執行官の事務においても、裁判所における対応要領に沿って対応する必要があり、そのための態勢についてあらかじめ検討しておくことが確認された。

(3) 民事局からの情報提供

民事局から、①民事情報データベース（M-info）、②消費者裁判手続特例法関係について、それぞれ情報提供を行った。

以上

目 次

【倒産パートの協議】

1 振り分け基準等の運用において問題となる点.....	1
(1) 振り分け基準額について.....	1
(2) 99万円までの現金・普通預金の取扱い等.....	1
(3) 財産の積算方法.....	3
(4) 同時廃止のための按分弁済の可否.....	3
2 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策.....	4
(1) 運用の見直しを検討すべき地域的範囲.....	4
(2) 運用の見直しを検討するに当たっての弁護士会への対応の在り方等.....	4

【執行パートの協議】

1 民事執行法改正に向けた動きについて.....	5
(1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上.....	5
(2) 不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策.....	6
(3) 子の引渡し of 強制執行に関する規律の明確化.....	6
(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し.....	7
2 その他.....	8
(1) 競売市場修正率の見直し.....	8
(2) 不動産競売事件の処理期間の短縮化.....	9
(3) 執行官の監督.....	9

【民事局からの情報提供】

1 民事情報データベース (M-info) について.....	10
2 消費者裁判手続特例法について.....	10

【倒産パートの協議】

1 振り分け基準等の運用において問題となる点

(1) 振り分け基準額について

(振り分け基準額の根拠)

まず、振り分け基準額を検討する上で根拠となる規定については、破産法216条1項（裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産手続開始の決定と同時に、破産手続廃止の決定をしなければならない。）が根拠となり、同項の「破産手続の費用」としては、管財事件の最低予納金額が基準となるとの考え方に異論はなかった。

(具体的な振り分け基準額)

次に、具体的な振り分け基準額として、通常管財又は簡易管財の最低予納金額のどちらを振り分け基準額の根拠とするかについて、破産法216条1項の「破産手続の費用」は、当該庁において基本的に行われる種類の管財事件を基準とすべきであるとの意見については異論がなかった。

その上で、振り分け基準額を簡易管財の最低予納金額と一致させている庁からは、簡易管財が管財事件として基本的に行われる類型であるから、簡易管財の最低予納金額を振り分け基準額としているとの意見が出された。他方、振り分け基準額を通常管財の最低予納金額と一致させている庁からは、管財事件の基本を通常管財と考えて振り分け基準額を定めているとの説明がされたが、管財事件の多くが簡易管財であることなども踏まえば、振り分け基準額の見直しを検討する必要があるとの意見が出された。なお、後者の庁からは、振り分け基準額を簡易管財の最低予納金額と一致させる場合には、債務者の更生といった観点を踏まえば、財産の積算方法等も併せて検討すべきであるとの指摘がされた。

さらに、振り分け基準額と管財事件の最低予納金額が異なる庁からは、そのような取扱いの理由として、簡易管財を導入する前に定められた振り分け基準額を根拠としているなどといった従前の経緯や、弁護士会との関係等が原因である旨の説明がされたが、当該基準を理論的に説明することは難しく、理論的には振り分け基準額は管財事件の最低予納金額と一致すべきであり、運用の見直しが必要であるとの意見が複数見られた。

なお、管財事件の最低予納金額については、各庁において、管財業務を整理し、業務に見合った金額を定めているとの点について異論はなかった。

(2) 99万円までの現金・普通預金の取扱い等

(99万円までの現金の取扱い)

上記の振り分け基準額の判断に当たって、現金を積算対象とするかという点について、99万円までの現金は破産法上法定自由財産であることから（破産法34条3項1号、民事執行法131条3号）、当該現金自体を基準額の算定に当たって考慮すべきではないとの意見が多く述べられた。これに対し、99万円までの現金を積算対象としている庁からは、破産財団該当性の判断の基準時は開始決定時であるから、同時点以前に99万円までの現金を有していて、予納金を支弁できるのであれば、これを積算対象とするとも考えられるとの意見が出された。もっとも、積算対象としている庁においても、振

り分け基準について(1)のように整理した場合、破産法上法定自由財産とされている99万円までの現金を積算対象として、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとは認められないと説明することは理論的に難しいとの意見も複数見られた。以上の意見交換を踏まえ、99万円までの現金は法定自由財産であるため、積算対象とはしないとの考え方を採る方向で検討することが確認された。

もっとも、基本的には上記のとおりにも考えとしても、實際上、破産事件で多額の現金を保有している事案は少なく、99万円に満たないとしても一定額以上の現金を保有している場合には他にも資産を有していることが疑われるとの意見が複数見られ、そのような場合には、他にも財産を有している可能性・蓋然性があることから、破産法216条1項の「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」には当たらないとして、管財事件とすることが相当であるとの意見が出され、この考え方について異論はなかった。そして、具体的にどの程度の現金を保有している場合に管財事件とするかについては、参加庁において金額が一致する方が望ましいとの意見も見られたが、どのような場合に「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に該当するかは事実認定・評価の問題であることから、東京地裁では33万円、大阪地裁では50万円とするとの考えを踏まえ、各庁において検討することが確認された。

(普通預金の取扱い)

普通預金を振り分け基準額の積算対象とするかについて、普通預金は現金とは破産法上の取扱いが異なり、法定自由財産ではないから、原則として振り分けの判断に当たって考慮すべきであるとの意見が出され、異論はなかった。

また、普通預金を原則として積算対象とするとしても、申立直前の年金・給与を原資とする普通預金は破産財団に含めないことができるとの意見や、50万円未満の普通預金については生活の中で費消される流動的なものである可能性が高いことから破産財団を構成する財産には当たらないとの意見が出されたが、これらの意見のとおり、一定の場合には例外的に普通預金が積算の対象外とされる場合があることについても異論はなかった。

(直前現金化の取扱い)

特定の財産が直前に現金化された場合、現金である以上法定自由財産として積算対象外とするか、現金化前の資産として積算対象とするかについては、現金として積算対象外としている庁からは、直前現金化されたとしても、既に現金となっていることから法定自由財産となるため、原則として積算対象とはならないと考えられるとの意見が出された。

これに対し、現金化前の資産内容を考慮して積算対象としている庁からは、直前現金化を考慮しないと、現金化せずそのままの資産で保有していれば管財事件となるが、現金化すれば同時廃止事件となるといった不均衡が生じるなどの問題点が指摘された。

他方で、本協議会で整理された振り分け基準額や現金等の取扱いに関する考え方を踏まえれば、上記のような不均衡が生じる事案はあまり考えられないとの意見や、そのような不均衡が生じる事案の場合、否認権行使や資産調査の必要性があるとの理由で管財事件とされることとなるので、問題ないとの意見が複数見られた。

以上を踏まえ、直前現金化については原則として考慮しないこととしつつ、例外となる場合について各庁において検討することが確認された。

(3) 財産の積算方法

振り分け基準を具体的な事件に当てはめる際の財産の積算方法については、①個別財産を項目ごとに分類した上で、各項目ごとに財産の価値を評価する方法(個別財産基準)、②①のように一定の項目に分類せず財産の価値を評価する方法(総額基準)、③両者の基準を併用する(例えば、個別財産基準を基本としつつ、総額が一定額以上の場合には管財事件とする。)方法があることから、この点について意見交換がされた。

個別財産基準としている庁からは、管財事件の換価基準を踏まえ、管財人が財産を換価する場合には個別財産を一定の項目ごとに20万円以上となる場合にのみ換価することとしており、換価しない財産を積算対象とするのは整合的ではないことから、財産項目ごとに合計額が20万円未満かどうかを検討し、同一項目内の合計額が20万円未満の場合にはその項目の個別財産は積算対象外とするという説明がされた。

これに対し、総額基準としている庁からは、破産財団をもって破産手続の費用を支弁することができるかどうかを検討することからすれば、その破産財団は個別財産ごとではなく財産の総額で判断すべきであり、個別財産基準の場合には少額の個別財産が積み重なって多額となった場合の取扱いをどうするかという問題が生じるとの意見も出された。

もっとも、総額基準としている庁においても、実際に管財事件となった場合に管財人が全ての財産を換価するものではないにもかかわらず、財産の総額を積算対象とすることの整合性に疑義があることや、振り分け基準額を管財事件の最低予納金額と一致させた上で総額基準を採って運用することに問題があるのではないかと指摘がされ、そのような観点を踏まえると個別財産基準で考えるのが相当ではないかとの意見が複数見られた。なお、個別財産基準としている庁においても、個別財産ごとの積算を基本としつつも、仮に20万円未満の個別財産が積み重なって多額となった場合には、具体的な事案によって「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」に該当しないとして管財事件とすることを検討する必要があるとの意見が出された。

上記のとおり、財産の積算方法については、一定の財産項目ごとに合計額が20万円未満かどうかを検討し、同一項目内の合計額が20万円未満の場合にはその項目の個別財産は積算対象外とするという個別財産基準を基本とした上で、仮に20万円未満の個別財産が積み重なって多額となった場合については、具体的な事案に応じて例外的に管財事件とすることを検討するとの考えに沿って、運用の見直しを検討することが確認された。

(4) 同時廃止のための按分弁済の可否

同時廃止のための按分弁済の可否については、破産債権者の債権調査が行われておらず、全債権者に弁済されているかどうかを確認できないことからすると、その運用には疑問があり、同時廃止のための按分弁済は行うべきではないとの意見が出され、これについて異論はなかった。これにより、参加庁においては、按分弁済は行わないとするこ

とで一致した。

2 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策

(1) 運用の見直しを検討すべき地域的範囲

(本庁と支部との間における運用の差違)

まず、本庁と支部との間における運用の差違について、振り分け基準額等に差違があった庁からは、これらの差違が解消されたことが紹介された。そして、本庁と支部との間では基本的に運用は一致すべきとの意見が出され、これについて異論はなかった。

(より広域の範囲における運用の差違)

次に、近隣庁や高裁管内といったより広域の範囲における運用の差違について、近時は他庁の管内の代理人が申立てをした際に運用の違いが指摘されることもあり、運用の差違が生じていることについて利用者の理解が得られるかといった問題もあることから、運用は一致していることが望ましいが、何度も運用を変更することがないように、まずは大規模庁において運用の見直しの方向性を一致させ、それを踏まえて全国的に一致させていくことが望ましいとの意見が出された。

また、本協議会で整理された振り分け基準に関する考え方以上に、より詳細な点まで運用を一致させることが望ましいとの意見も見られたが、詳細な点まで運用を一致させることにより、各庁の運用が硬直化し、かえって弊害が生じるおそれがあることから、今回整理された考え方の限度で各高裁管内において運用の一致ができるかを検討するのが相当であるとの意見が数多く見られた。なお、協議員から、振り分け基準の見直しについて、今回整理された項目以上に今後見直しがされることにより、更に見直しを要するのかとの懸念が表明されたところ、東京地裁及び大阪地裁からは、「東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案」以上の内容について、当面両庁の間で更に検討することは予定していないとの説明がされ、それ以上の詳細な点について検討を求める声はなかった。

(2) 運用の見直しを検討するに当たっての弁護士会への対応の在り方等

運用の見直しを検討する際の弁護士会への対応の在り方について、既に運用の見直しを検討している庁からは、これまでの弁護士会への説明状況や、今後、更に弁護士会に対して協議会等で話題事項とし、文書を配布するなどして周知をした上で運用を変更する予定であるといった実情が紹介された。

その上で、弁護士会に対する説明の進め方について意見交換がされ、運用の見直しを進める上で弁護士会対応は重要であるから、各庁の実情を踏まえつつ、今後更に検討を進めていくことが確認された。

運用の見直しについては、振り分け基準を変更することによる影響を分析しながら本庁内で検討し、支部とも考えを一致させた上で、弁護士会へ対応することが必要であることから、運用の見直しには一定の期間を要するとの意見も見られたが、今回整理された考え方を踏まえ、各庁において振り分け基準の運用の見直しを進め、これを各高裁管内に広げていくことを検討することが相当であるとの認識で一致した。

【執行パートの協議】

1 民事執行法改正に向けた動きについて

(1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上

(民事局からの説明)

債務者財産の開示制度としては、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、財産開示手続と第三者財産照会制度が議論されている。財産開示手続については、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の立証が容易でなく、不出頭や虚偽陳述に対する制裁も十分でないため、必ずしも活発に利用されていないとの指摘があり、その実効性を向上させるために、①申立てに必要なとされる債務名義の種類を拡大し、仮執行宣言付判決、執行証書、支払督促などについて手続の利用を認めることが検討されていること、また、②実施要件の緩和策として、原則として財産開示手続の実施決定をすることとし、例外として「申立人が金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められる等正当な理由がないとき」などとする案が検討されていること、さらに、③債務者が過去一定期間内に処分した財産についても陳述義務を負わせることが検討されていることのほか、④虚偽陳述や正当な理由のない不出頭に対する制裁強化として、身体拘束、刑罰、手続違反者名簿を創設することなどが検討されている。

第三者財産照会制度については、債務名義を有する債権者が、金融機関等に対し、債務者の財産に関して必要な照会ができるという制度を設けることが検討されている。具体的な論点としては、照会先となる第三者の範囲をどうするかが最も重要な論点とされ、①金融機関の保有する預貯金債権の情報、②生命保険会社の保有する解約返戻金に関する情報が検討の対象とされているほか、③公的機関の保有する情報についても慎重に検討を進めることとされている。また、第三者の範囲という点に関連して、第三者が情報提供義務を負う理論的根拠は何か、第三者が守秘義務を負っている場合に情報提供義務を課せるのかなどが議論されている。その上で、手続の骨格として、財産開示手続を前置とするか、裁判所が判断すべき内容、関与の範囲、手続主宰者をどうするかなど、様々な点が議論されており、現時点では、制度の方向性は定まっていない。

(現行の財産開示手続の実務の実情)

協議員からは、実務上、財産開示手続の申立ては、「知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったとき」(民事執行法197条1項2号)を理由とするものがほとんどであり、この要件の審査としては、債務者の住所地の不動産が債務者の財産ではないこと、不動産以外の債権、動産については、これらの財産について知りうる立場の債権者でない限りは、不明などと記載した調査結果報告書を提出してもらえば足りるとしている庁がほとんどであり、厳格な運用をしているわけではないとの実情が紹介された。また、債務者の不出頭等に対する過料の制裁については、いずれの庁においても債権者からの上申があれば、必ず過料に処しており、過料の金額は不出頭の場合で20万円としている庁が多かった。さらに、第三者財産照会制度において、過剰照会等を防止する方策として、現行の財産開示手続における一部開示の許可(民事執行法200条1項)や債務名義を有する他の債

権者による閲覧等の請求（民事執行法201条2号）の規律を参照することが検討されていることから、現在の実務の実情について意見交換されたが、一部開示の許可を行ったことがある庁はなく、債務名義を有する他の債権者による閲覧等の請求もごくわずかな例しかないことが紹介された。

(2) 不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策

(民事局からの説明)

近時の公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組を背景に、暴力団員が、競売物件を取得して組事務所にすることや、物件を転売することによって資金源を得ることを防止するために必要な法整備が検討されている。暴力団員による買受けを防止するという制度の目的は、特段異論のないところではあるが、暴力団員に限って買受けを禁止することは、規定ぶりによって憲法上の問題が生じるのではないかと、債権者の債権回収等を阻害しないか、執行手続の迅速性を害しないかといった点に留意する必要があるとされている。具体的な方策として、暴力団員でないことの誓約書を提出させる方法、暴力団員の買受けに刑罰を科す方法なども挙げられているが、中心的に議論されているのは、執行裁判所が手続内で最高価買受申出人が暴力団員か否かを職権で判断し、暴力団員の買受けを売却不許可事由とするという制度である。これに関連して、執行裁判所が暴力団員該当性について警察に照会する仕組みや、暴力団排除のための手続を悪用した執行妨害を防ぐための方策等が検討されるとともに、暴力団員と関連する法人や元暴力団員、暴力団関係者等による買受けをも防止するか否かについて検討されている。

(警察からの回答に依拠した判断の枠組み)

警察の回答に基づく暴力団員該当性の認定判断に関しては、警察から、①暴力団員に該当すると回答された場合と、②暴力団員に該当しないと回答された場合に分けて、研究会における議論の状況等について民事局から説明された。

その上で、警察からの回答に依拠した判断の枠組みについて法律上の手当てがされなかった場合の執行実務への影響等について意見交換されたところ、そもそも最高価買受申出人が暴力団員に該当するか否かは実質的判断であり、これを売却不許可事由とすること自体に無理がある上、執行妨害に悪用されるおそれも高いため、刑罰等の執行手続外の規律によるべきであるとの意見に異論はなかった。その上で、仮に執行手続内で暴力団員の買受けを防止しようとするならば、裁判所は独自の調査機関を持っているわけではなく、開札から売却許可決定までの短期間で暴力団員該当性を実質的に判断することは困難であり、警察から、①暴力団員に該当すると回答された場合と、②暴力団員に該当しないと回答された場合のいずれについても、暴力団について最も情報を保有している警察の回答に依拠する法律上の仕組みを設けることが望ましいとの意見が多かった。

また、警察に照会するに当たっては、入札者の資料提出の負担と執行手続の遅延を最小限にするため、特に頻繁に入札する業者について、警察への照会を不要とする仕組みを設けることも重要なのではないかという意見が多かった。

(3) 子の引渡し強制執行に関する規律の明確化

(民事局からの説明)

現在、民事執行法には子の引渡しに関する明文規定はなく、実務上は、動産の引渡執行の規定を類推適用しているが、裁判の実効性を確保するとともに子の福祉への十分な配慮をする等の観点から、明文規定を整備することが検討されている。平成26年4月1日から施行されている実施法には、子の解放実施に関する強制執行について明文規定があり、間接強制前置、実施場所を債務者の住居とする原則、債務者と子の同時存在の原則、子の年齢制限、子に対する威力行使の制限といった規定が設けられているので、国内の子の引渡しについても、これと横並びの規定を設けるか否かが主に検討されている。これらのうち、子に対する威力行使の制限については、特段異論は出ていないが、その他の点については、実施法と横並びの規定を設けることに積極的な意見と、より要件を緩和すべきとする消極的な意見に分かれている。

(実務の実情)

執行場所については、債務者の住居において執行していることがほとんどであるとの実情が紹介され、債務者の住居において執行することによって子らのプライバシーに配慮でき、第三者を巻き込まないといったメリットがあるとの意見が述べられた。もっとも、債務者が親族宅に居候しているような事件では、債務者の親族宅で執行する例もあるので、実施法と同様に、一定の例外は必要ではないかとの意見が多かった。

また、子が債務者と共にいる場合に執行するか（いわゆる同時存在の原則）については、いずれの庁においても、子が債務者と共にいる場合に執行することを原則としているとの実情が紹介された。同時存在の原則については、子の目線でみれば、実施法に基づく解放実施と国内の子の引渡しの強制執行には差がないから、両者を同様の方法で執行するのが良いという意見があった一方、債務者が共にいると、子はその影響を受けやすく執行に困難が生じる場合があるという意見や、子の通学前や債務者の帰宅後に執行する必要があるため、早朝・夜間の執行が増加しており、立会人等の確保に苦慮しているといった意見もあった。

児童心理の専門家の関与形態については、費用を考慮して立会人として関与させている庁もあったが、多くの庁では、執行補助者として関与させており、債務者や子らに対して、児童心理の観点から説得や働きかけ等を行うことにより、執行の実現に寄与しているとの実情が紹介された。

執行の対象とする子の年齢については、子の意思能力の有無によるが、おおむね10歳程度までが大半であるとの実情が紹介され、子の意思能力の有無は執行現場で執行官が判断しているが、子の資質等によって相当な差があるため、具体的事案に応じて専門家に意思能力の有無等について助言してもらっているという意見もあった。

(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

(民事局からの説明)

実務では、差押命令の効力が生じたにもかかわらず、陳述催告（法147条）の結果、差押債権が空振り又は少額であることが判明すると、差押債権者は、何らの取立てもせず、取下書も提出しないまま放置したりする事例が少なくない。同様に、差押命令が債務者に不送達となった後、差押債権者に対して送達場所の調査及び再送達の上申を促しても、そのまま放置される事件もある。債権差押命令申立事件は、差押命令が発令され

た後に差押債権者から取立完了届（法155条3項）や取下書が提出されるか、いわゆる満額配当とならなければ終局せず、差押命令の効力は失われることなく存続する。民事執行法上、執行裁判所がこうした事態を解消する方策はなく、第三債務者は、自ら権利供託しない限りは、債務者に対する弁済が禁止されたまま、債務を負い続けるという不安定な立場に置かれることになる。また、差押命令の効力が続けば、その間は何十年であっても時効中断効が生じ続けることになるが、実質的には権利の上に眠っている差押債権者にこのような利益を享受させるのは、債務者の不利益とも考えられるとの指摘もある。こうした点を踏まえ、①取立権の行使や差押命令の効力を一定の期間に制限することや、②取立権の発生に至らない場合における申立ての取下げの擬制等が検討されている。

（実務の実情）

問題として取り上げられている事件類型のうち、債権者が何ら取立て等をすることなく長期間経過している事件及び債務者に不送達となったままの事件は、いずれも統計を取っているわけではないものの、債権執行事件の未済事件のうち、前者の類型は50%前後、後者の類型は5%程度存在するとの意見が多かった。これらの事件については、各債権者に対し、取下書又は取立届の提出や、債務者の送達場所の調査・上申を促しているが、なかなか協力が得られず苦慮しているとの意見がほとんどであり、何らかの立法的な手当てが必要であることについて異論はなかった。

2 その他

（1）競売市場修正率の見直し

（各庁における検討の進捗状況）

競売市場修正率の見直しに関しては、昨年度の民事執行及び倒産事件担当者等協議会以後の各庁における検討の進捗状況について、競売市場修正率を変更することとした庁と変更しないこととした庁から、それぞれ見直しの内容、経緯、評価人との協議の状況等が紹介された。具体的には、競売市場修正率を変更することとした庁からは、評価人との定期的な協議会において、マンションの乖離率が200パーセントと高かったため、評価人から競売市場修正率を見直す必要があると提案され、変更に至ったとの意見や、評価人が立ち上げた研究会に裁判所も参加して定期的な協議を行い、評価人が保有している乖離率等の詳細なデータに基づいて検討し、変更に至ったとの意見があった。

他方、競売市場修正率を変更しないこととした庁からは、評価実務研究会のテーマに競売市場修正率を挙げて評価人に意見を聞いたが、現在の売却率、乖離率によれば競売市場修正率を見直す必要はないというのが大多数の意見であったため、変更していないとの実情が紹介された。

（各庁における売却率、乖離率等の自庁統計の取得及び評価人との共有）

売却率、乖離率等の自庁統計については、裁判所が評価人に提供している庁がある一方で、評価人が民間企業に委託して詳細なデータを集積し、これを裁判所に提供している庁もあり、いずれの庁においても、売却物件に関する自庁統計を評価人側と共有し、分析していることが確認された。

その上で、競売市場修正率を変更するかどうかについては、各庁の実情や管内の地域

の特性に応じた検討が必要になることから、物件や地域に分けた売却率や乖離率を自庁で集計し、統計的に分析することが必要であり、不動産鑑定評価の専門家である評価人と統計分析の結果を共有しながら、競売市場修正の具体的内容も踏まえて十分協議し、見直しの要否や範囲について引き続き検討を進めていくことが有益ではないかという認識で一致した。

(2) 不動産競売事件の処理期間の短縮化

不動産競売事件の処理期間の短縮化の方策として、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）を設定することについて協議された。

標準スケジュールを設定している庁からは、年間の開札期日を決める際に逆算して各標準スケジュールを決めており、それにより、執行官及び評価人にもスケジュールの予測が立つので、現況調査報告書や評価書の提出期限を比較的守ってもらえるといったメリットがあるとの意見や、申立てから配当までのフローチャート（各手続別に行うべき内容と期限が定められている）が作成されており、目標が目に見える形になっているため、事務の流れが非常にスムーズであるとの意見があった。また、標準スケジュールを設定していない庁においても、実際は、各手続又は各事件ごとにスケジュールを設定しており、全体としてみれば標準スケジュールを設定していることと違いがないという意見や、ファストトラック対象事件を拡大することを予定しているとの意見、個別の事件ごとにオーダーメイドで進行管理をしているとの意見などがあつた。

こうした実情を踏まえ、いずれの庁においても、処理期間の短縮化のためにスケジュール管理を行うことが重要であり、年間の売却スケジュールについても、これに合致するように設定する必要があることについて異論はなかった。

(3) 執行官の監督

(執行官に対する監督官及び監督補佐官の監督)

まず、執行官に対する監督については、民事局から、執行官は裁判所外や監督官等の目が行き届きにくい執行官室で執務を行うことから、監督官及び監督補佐官において日常的な指導、監督を行いにくいという面があり、少なくとも年2回実施される執行官事務査察が、執行官の業務の実態を把握し、それを踏まえた指導、監督を行う貴重な機会であるとの認識の下に、査察の際の点検のポイントや執行官に対する指導監督の視点等を提供し、執行官に対する査察がより実効的に行われるようにするために必要な事項等を従前伝えていることなどを説明した。

これを踏まえて、協議員の間で、執行官の監督に関する各庁の実情について意見交換がされたところ、上記のポイントや視点については、いずれの庁においても監督官及び監督補佐官の間で共有されていることが確認された上、各庁においても、それぞれ、執行官事務査察における点検事項、ポイント、点検方法、査察結果の一覧表を作成するなどしているという意見や、執行官と監督官、監督補佐官との定期的なミーティングにおいて、査察のポイント等について意見交換をしているという意見もあった。その上で、監督官、監督補佐官による執行官の指導、監督を一層強化するため、民事首席書記官及び次席書記官のみならず、所長、部総括裁判官、事務局長等も一体となり、組織全体と

して、執行官の指導、監督を徹底していく必要があるとの認識で一致した。

(不動産の明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理)

不動産明渡執行又は引渡執行において、不動産に目的外動産が存在する場合、執行官は債務者等に引き渡すか、それができないときは、売却、保管することとされている(民事執行法168条5項、6項)ほか、実務上、無価値物については廃棄することもあるところ、この廃棄に関して、民事局から、執行官が排出者となる場合には、執行官は、廃棄物処理法上、事業者として、同法に従った排出処理をする必要があること、具体的には、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに区別した上、自ら運搬、処理するが、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれの収集、運搬、処理の資格を有する業者に委託しなければならないことなどが説明された。その後、現在の取扱いの実情や工夫例について意見交換がされ、こうした工夫例等を踏まえて、各庁においては不動産明渡執行又は引渡執行における目的外動産の処理が適正にされるように検討していく必要があるとの認識で一致した。

(執行官の事務における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応：民事局説明)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の趣旨を踏まえ、裁判所における対応要領等が定められており、執行官についても、これに沿って対応することが必要なところ、執行官は、執行現場等裁判所外での執務が多いことなどから、そのような場合に的確な対応がとれるように、あらかじめ、監督官・監督補佐官及び地裁総務課(相談窓口)との間で、態勢や連絡方法等について十分に協議しておく必要があり、また、債権者等からの情報収集に努めることも重要である。

民事局からの情報提供

1 民事情報データベース(M-info)について

J・NETポータル上で運用を行っていた「民事情報データベース(M-info)」(以下「ミンフォ」という。)の改修を行い、利便性を向上させるために、画面構成等の改善や掲載情報の充実等の見直しを行った。

ミンフォは、民事事件に関する事務処理をする上で有益な情報へのアクセスとその活用を支援することを目的として、協議会の結果要旨や通達・事務連絡、各種統計データといった、様々な情報を掲載している。また、今後は、民事局からのお知らせ事項等の情報発信を行っていくことも予定していることから、各庁においても、他の裁判所にとって有益と思われる情報があれば御提供いただきたい。

ミンフォには引き続き事件処理に有益な情報を掲載していくので、今後もミンフォを大いに御活用いただきたい。

2 消費者裁判手続特例法について

消費者裁判手続特例法及び消費者裁判手続特例規則が本年10月1日から施行された。この制度は、多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行するものであり、手続としては、まず、多数の消費者に共通する金銭の支払義務の確認を求める共通義務確認訴訟があり、そこで共通義務が確認された場合、次に対象債権の確定手続において個々の消費者の債権の存否や内

容が確定されるという二段階型の手続となっている。

同法に関する情報についてはミンフォも御参照いただきたい。

以 上

平成28年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会

資 料 目 録

〈協議会資料〉

資料1 平成28年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会論点事項

資料2 統計資料(倒産)

資料3 統計資料(民事執行)

資料4 事前アンケート資料(民事執行)

〈参考資料〉

東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案(倒産)

以 上

平成28年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会 論点事項

倒産パートの協議

協議事項1 振り分け基準等の運用において問題となる点(95分)

1 振り分け基準額について

- (1) 振り分け基準額の根拠
- (2) 具体的な基準額

2 99万円までの現金・普通預金の取扱い等

- (1) 99万円までの現金を振り分け基準額の積算対象とするか。
99万円までの現金が法定の自由財産であること(破産法34条3項1号, 民事執行法131条3号)をどう考えるか。
- (2) 99万円までの預貯金を振り分け基準額の積算対象とするか。
- (3) 直前の現金化はどのように取り扱うか。

3 振り分け基準のあてはめとしての財産の積算方法

- ①個別財産基準, ②総額基準, ③①と②の併用が考えられるが, どのような方法によるべきか。

4 同時廃止のための按分弁済の可否

協議事項2 振り分け基準等の運用の見直しに向けた方策(50分)

1 運用の見直しを検討すべき地域的範囲

- (1) 本庁と支部の運用の差違についてどう考えるか。
- (2) 近隣庁や高裁管内等, より広域な範囲の運用の差違についてどう考えるか。

2 運用の見直しを検討するに当たっての弁護士会への対応の在り方等

執行パートの協議

協議事項1 民事執行法改正に向けた動きについて(140分)

以下, 括弧内の頁数は, 民事執行手続に関する研究会報告書の該当頁である。

1 債務者財産の開示制度の実効性の向上(1~42頁)

(1) 財産開示手続(6頁~13頁)

財産開示手続の実効性の向上として検討されている以下の点について, 現在の実務の実情はどのようなものか。

- ア 実施要件の緩和
- イ 制裁の強化

(2) 第三者財産照会制度(30~35頁)

- ①債権者が多数の第三者に照会することによって, 自己の債権額を超

えて照会することになるのではないか（過剩照会の問題），②同一の第三者に対し，何度も照会することによって第三者に負担が生じるのではないか（重複実施・手続濫用の問題）という点に関し，現行の財産開示手続の規律（一部開示の許可，他の債権者による記録の閲覧）はどの程度行われているか。また，こうした実情等を踏まえ，上記①及び②について，どのような規律を設けることが考えられるか。

2 不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策（43～78頁）

(1) 暴力団員該当性の認定・判断（50頁～60頁）

執行裁判所は，最高価買受申出人が暴力団員であると判断した場合，売却不許可決定をしなければならないとの規律を設ける案によれば，執行裁判所は，最高価買受申出人の暴力団員該当性について，どのように審理し，認定・判断することになるか。また，これが実務に与える影響はどのようなものか。

ア 暴力団員に該当する（クロ）との回答が寄せられた場合

イ 暴力団員に該当しない（シロ）との回答が寄せられた場合

(2) 暴力団員による買受けを売却不許可事由としない規律（60～65，68頁）

暴力団員による買受けを売却不許可事由とした場合，実務上どのような影響があるか。売却不許可事由としない規律としてどのようなものが考えられるか。

3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（79～96頁）

子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化として検討されている以下の点について，実務の実情はどのようなものか。

(1) 実施場所の原則（92～93頁）

(2) 債務者と子の同時存在の原則（89～92頁）

(3) 専門家の関与（93～94頁）

(4) 子の年齢制限（88～89頁）

4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し（97～106頁）

①差押命令の効力発生後，差押債権者が，何らの取立てもせず，取下書も提出しない事件，②差押命令が債務者に不送達となった後，差押債権者が送達場所の調査及び再送達の上申をしない事件は，どの程度存在し，その処理の実情はどのようなものか。

協議事項2 その他（75分）

1 競売市場修正率の見直し

各庁における検討の進捗状況及び売却率等の自庁統計の取得の実情はどのようなものか（資料4【執1】及び【執2】）。

(資料1)

2 不動産競売事件の処理期間の短縮化

標準スケジュールを設けている庁の実情はどのようなものか。また、標準スケジュールを踏まえ、売却スケジュールを設ける際にどのような点を考慮すべきか(資料4【執3】)。

3 執行官の監督

執行官の監督に関して民事局から発出された文書の各庁における周知の状況等はどのようなものか。

以 上

平成28年度

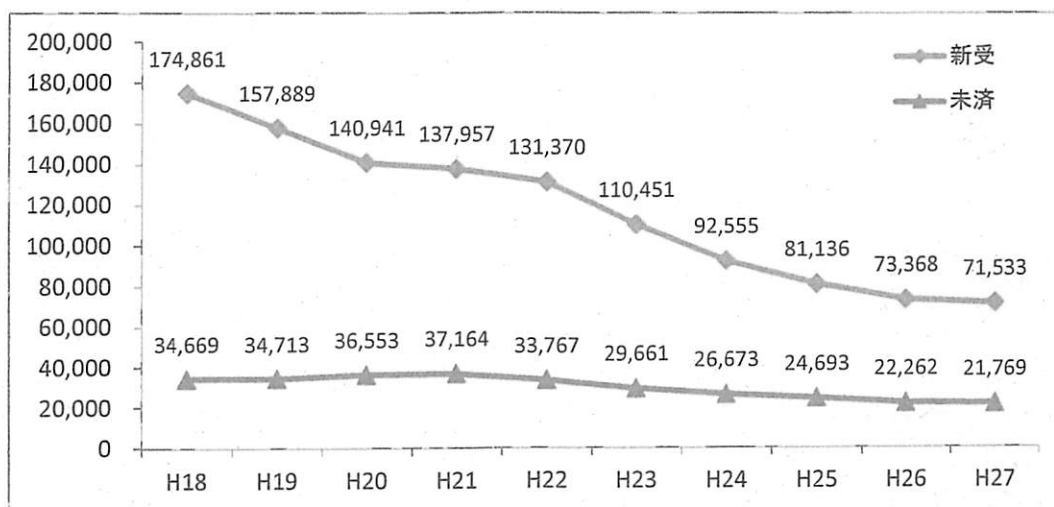
民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会統計資料(倒産)

(資料目録)

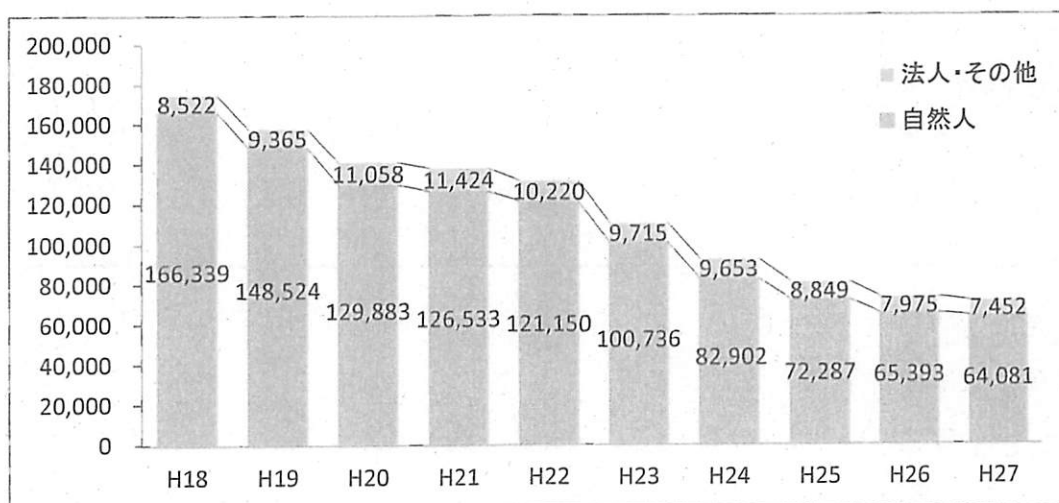
グラフー1	破産事件の新受, 未済事件数の推移(H18~27全国, SSDBS)
グラフー2	破産事件(自然人, 法人・その他)の新受事件数の推移(H18~27全国, SSDBS)
グラフー3	破産手続開始決定数(同時廃止, 管財)の推移(H18~27全国, SSDBS)
グラフー4	破産事件(同時廃止, 異時廃止, 終結)の平均処理期間の推移(H18~27全国, SSDBS)
グラフー5	弁護士人数と破産管財人選任率の推移(H18~27全国, SSDBS)

統計資料(倒産)

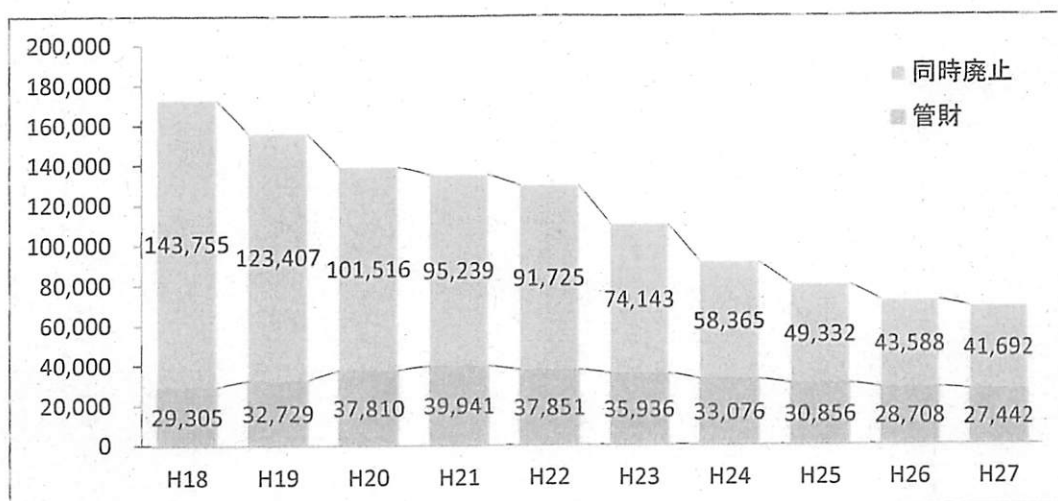
【グラフー１】破産事件の新受, 未済事件数の推移(H18~27全国, SSDBS)



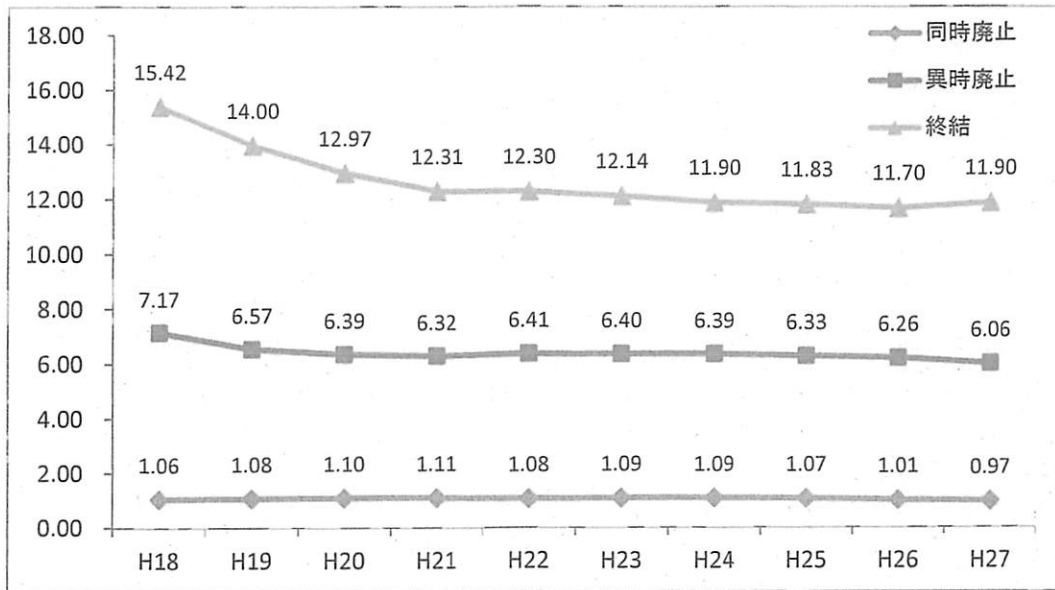
【グラフー２】破産事件(自然人, 法人・その他)の新受事件数の推移(H18~27全国, SSDBS)



【グラフー３】破産手続開始決定数(同時廃止, 管財)の推移(H18~27全国, SSDBS)

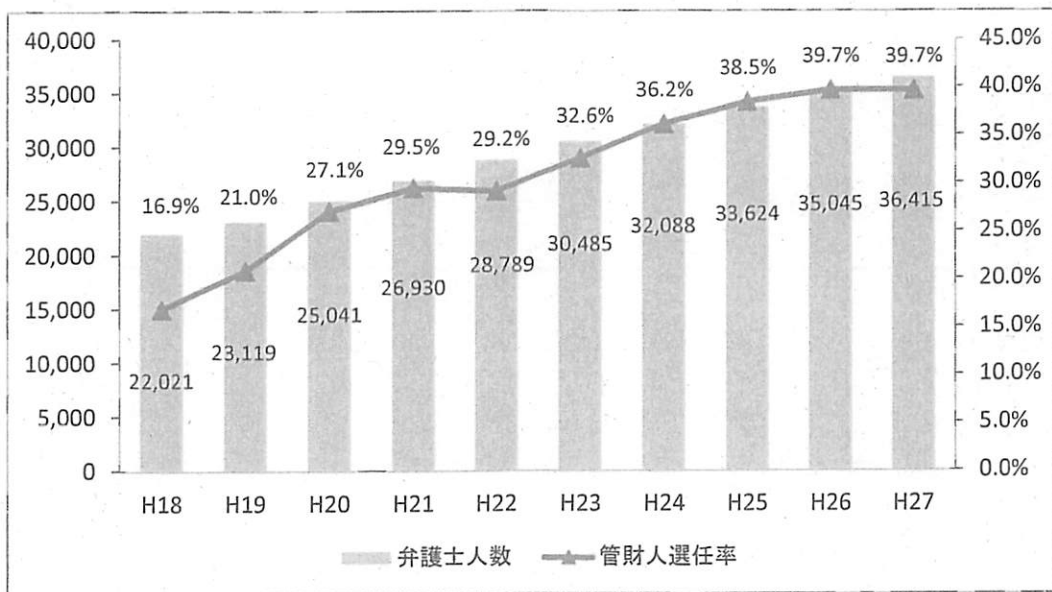


【グラフー4】破産事件(同時廃止, 異時廃止, 終結)の平均処理期間の推移(H18~27全国, SSDBS)



※ 処理期間については、裁判所で一般に公表している処理期間の代表値ではなく、実際の日数を用いて計算した。

【グラフー5】弁護士人数と破産管財人選任率の推移(H18~27全国, SSDBS)



※弁護士人数については、「弁護士白書2015年版」から抜粋したものである。

平成28年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会統計資料(民事執行)

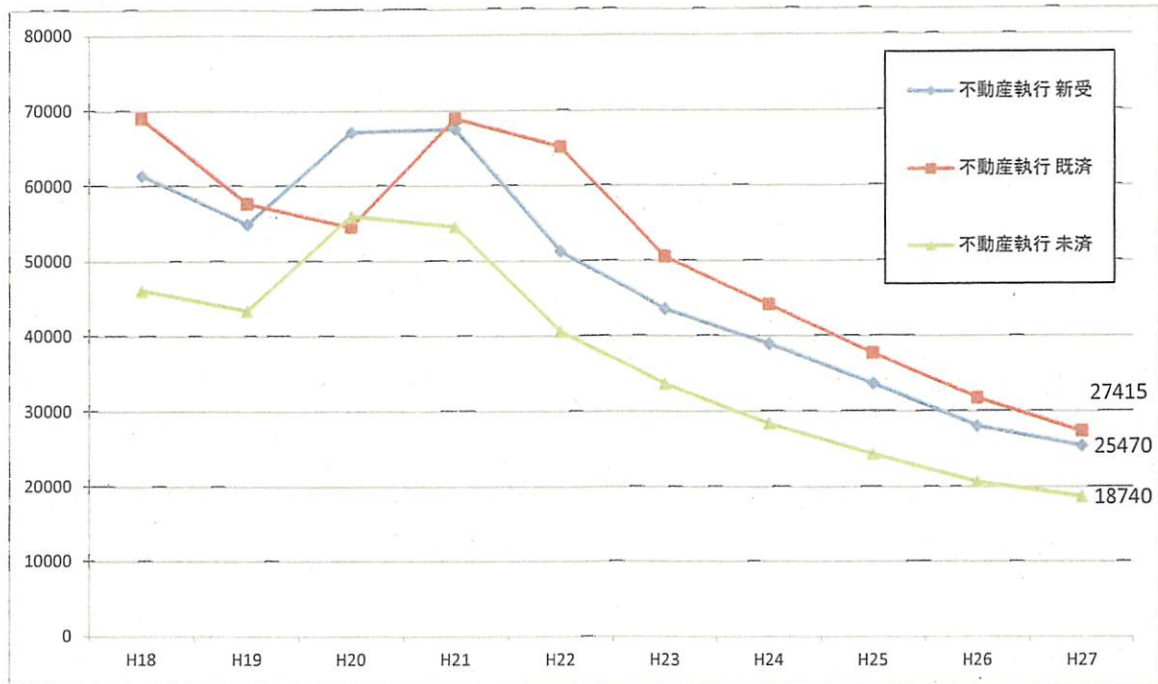
(資料目録)

第1 不動産執行事件	
グラフー1	不動産執行事件の新受・既済・未済件数一覧表(H18～27全国, SSDBS)
グラフー2	不動産執行事件の平均審理期間の推移(H18～27全国, 高裁管内別, SSDBS)
グラフー3	不動産執行事件の売却率の推移(H18～27全国, 高裁管内別)
グラフー4	不動産執行事件の平均乖離率1の推移(H23～26全国, KB調査)
グラフー5	不動産執行事件の平均乖離率2の推移(H23～26全国, KB調査)
第2 財産開示手続	
グラフー6	財産開示手続の新受件数の推移等(H18～27全国, SSDBS)
第3 子の引渡執行事件	
グラフー7	子の引渡執行事件の既済件数及び完了率(H22～27全国)
グラフー8	子の引渡執行における執行場所(H22.10～27.9全国)
グラフー9	専門家関与の形態(H26及び27全国)
グラフー10	子の年齢分布(H22.10～27.12全国)

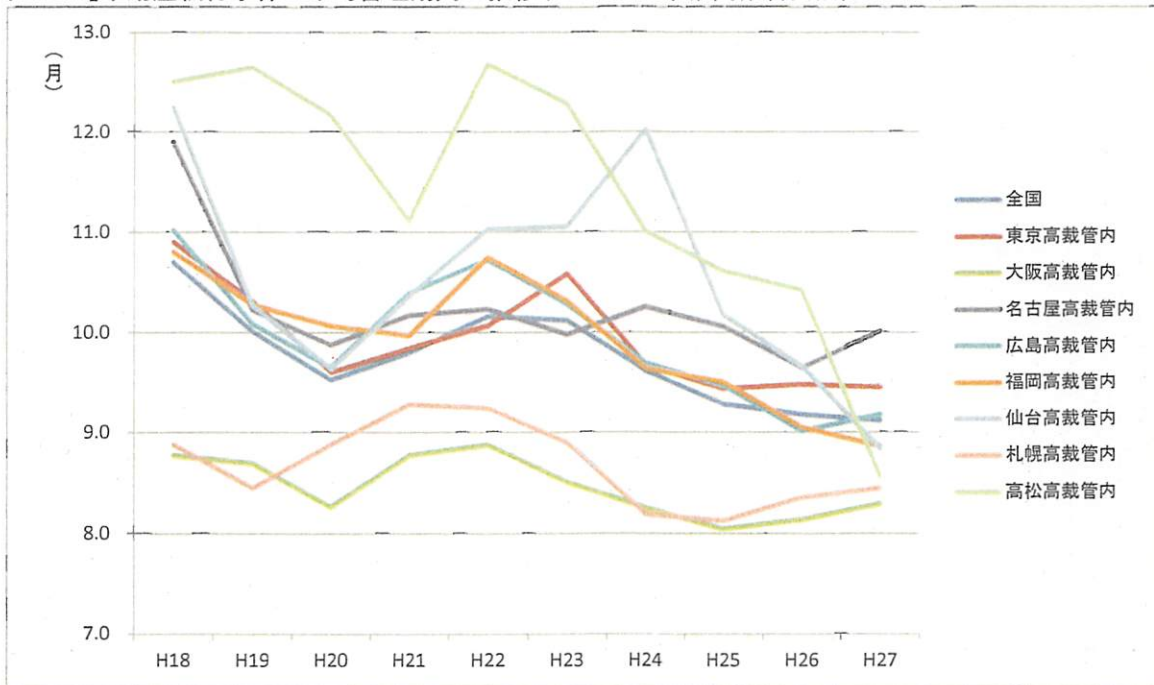
統計資料(民事執行)

第1 不動産執行事件

【グラフー1】不動産執行事件の新受・既済・未済件数一覧表(H18~27全国, SSDBS)

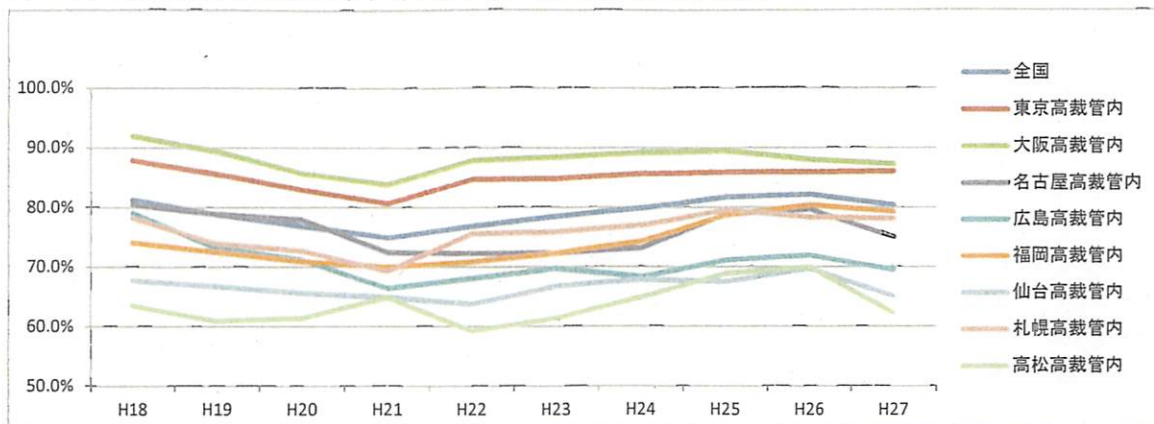


【グラフー2】不動産執行事件の平均審理期間の推移(H18~27全国, 高裁管内別, SSDBS)



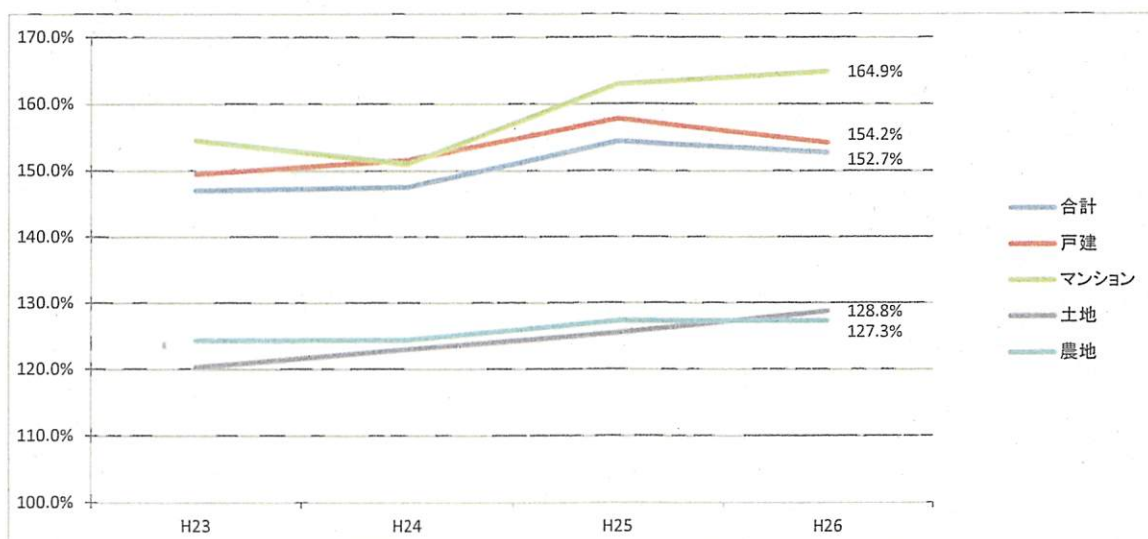
	全国	東京高裁管内	大阪高裁管内	名古屋高裁管内	広島高裁管内	福岡高裁管内	仙台高裁管内	札幌高裁管内	高松高裁管内
平成27年	9.1	9.5	8.3	10.0	9.2	8.9	8.8	8.5	8.6

【グラフー3】不動産執行事件の売却率の推移(H18～27全国, 高裁管内別)

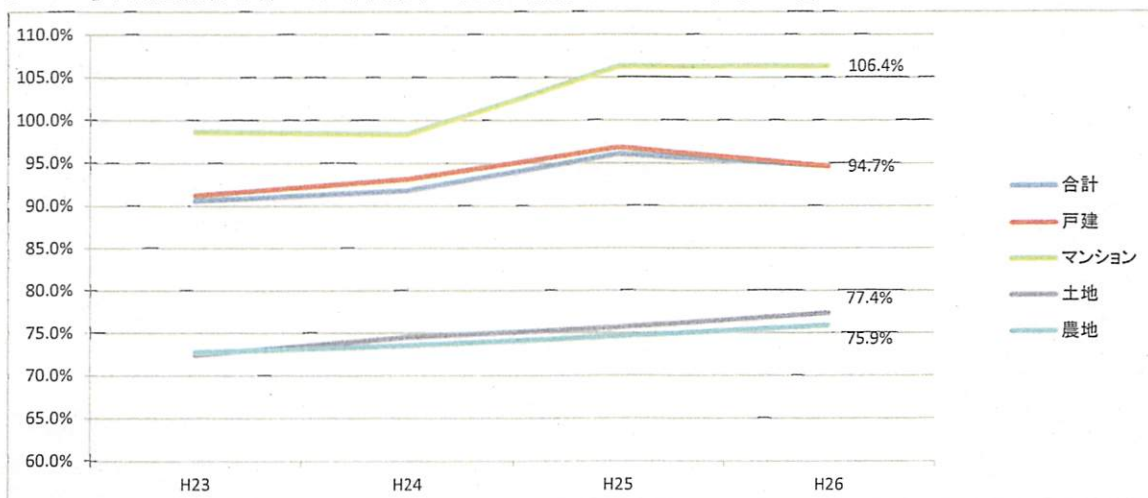


※ 上記売却率の数値は、最高裁判所事務総局民事局調査依頼に基づく各庁からの報告によるものである。

【グラフー4】不動産執行事件の平均乖離率1(※)の推移(H23～26全国, KB調査)



【グラフー5】不動産執行事件の平均乖離率2(※)の推移(H23～26全国, KB調査)



※ KBとは、全国競売評価ネットワークである。

※ 年度の範囲は、4月～3月である(例:平成26年度＝平成26年4月～平成27年3月)。

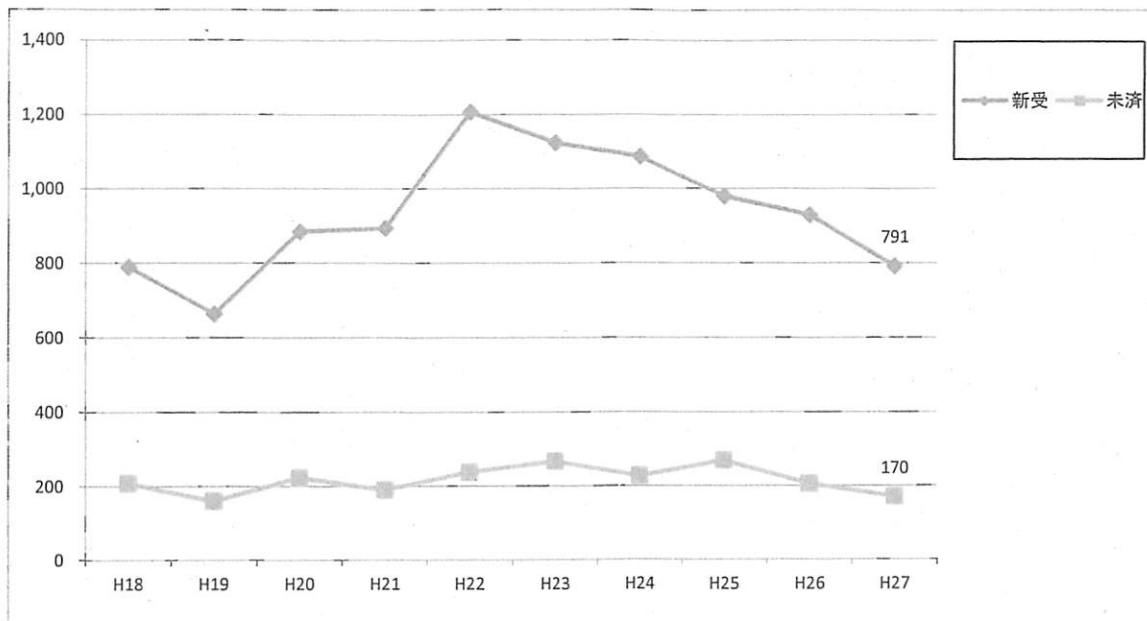
※ 平均乖離率1＝売却価額÷売却基準価額

※ 平均乖離率2＝売却価額÷(売却基準価額÷競売市場修正率)

売却基準価額を競売市場修正率で割り戻し、正常価格の概念に沿った市場価格に対する売却価額の比率を示そうとしたもの。

第2 財産開示手続

【グラフ6】財産開示手続の新受件数の推移等(H18～27全国, SSDBS)



	既済総数	却下	取消し	取下げ	その他	開示	不開示 (不出頭含む)	開示率(%)
H18	779	2	3	150	12	376	236	48.3%
H19	711	3	3	135	25	314	231	44.2%
H20	821	5	3	182	21	354	256	43.1%
H21	926	10	1	256	18	333	308	36.0%
H22	1,159	6	1	404	16	360	372	31.1%
H23	1,095	3	1	355	13	352	371	32.1%
H24	1,126	4	3	329	23	347	420	30.8%
H25	937	5	0	255	14	322	341	34.4%
H26	992	13	2	208	10	331	428	33.4%
H27	817	7	2	168	19	284	337	34.8%

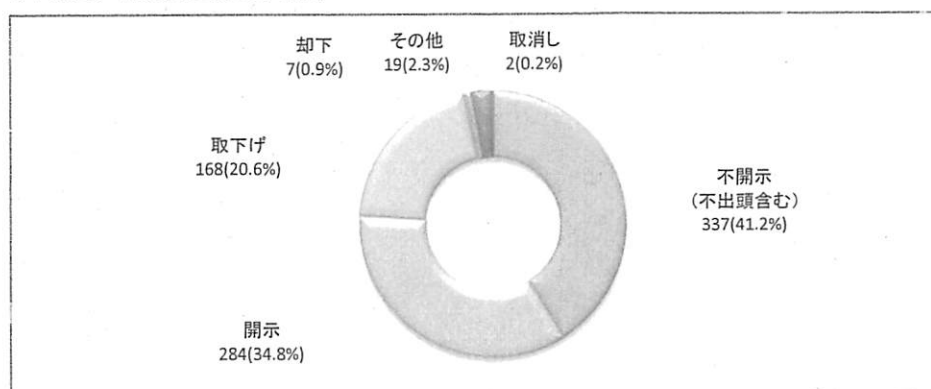
※ その他:財産開示手続中に、債務者に対し破産開始決定があり、破産法42条6項に基づき、財産開示手続が執行した場合

※ 不開示(不出頭含む):財産の全て又は一部を開示しなかった場合(不開示)や、財産開示期日に不出頭の場合等

※ 開示:申立てに対して、財産の全てを開示した場合や、陳述義務の一部免除の申立てが認容され、当該部分を除く財産を開示した場合

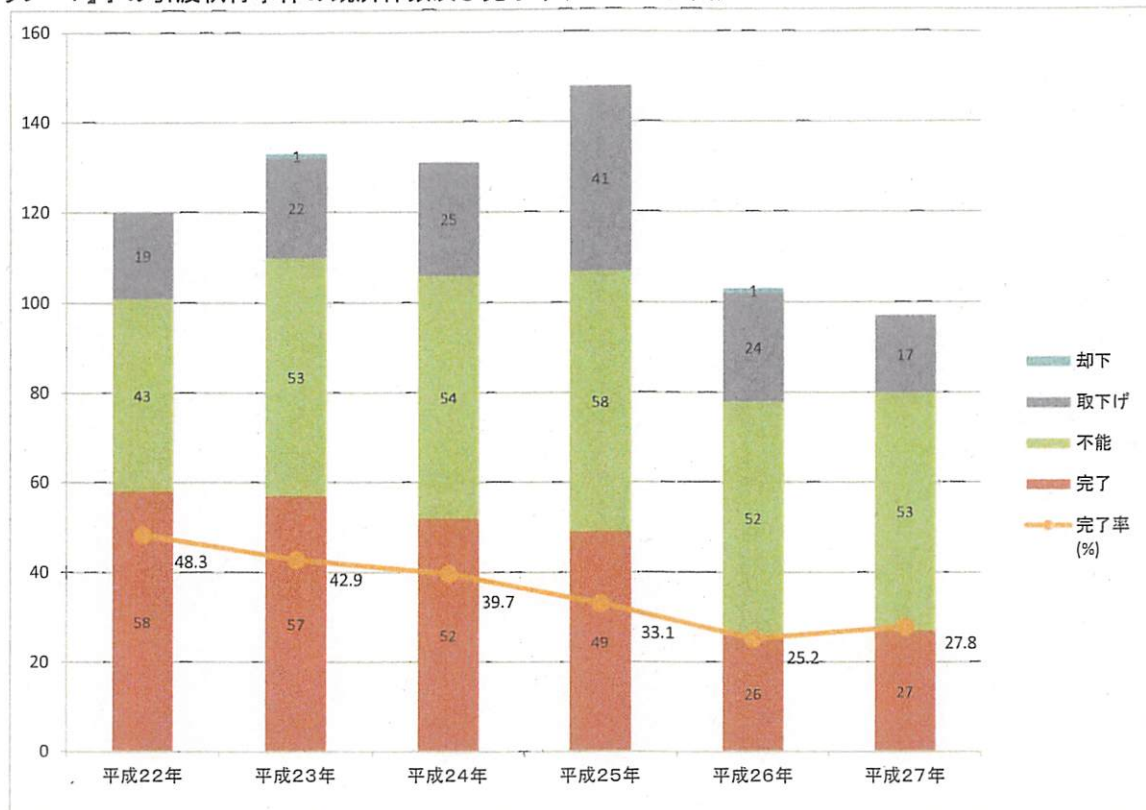
※ 開示率=開示÷既済件数

〈平成27年既済区分の内訳〉

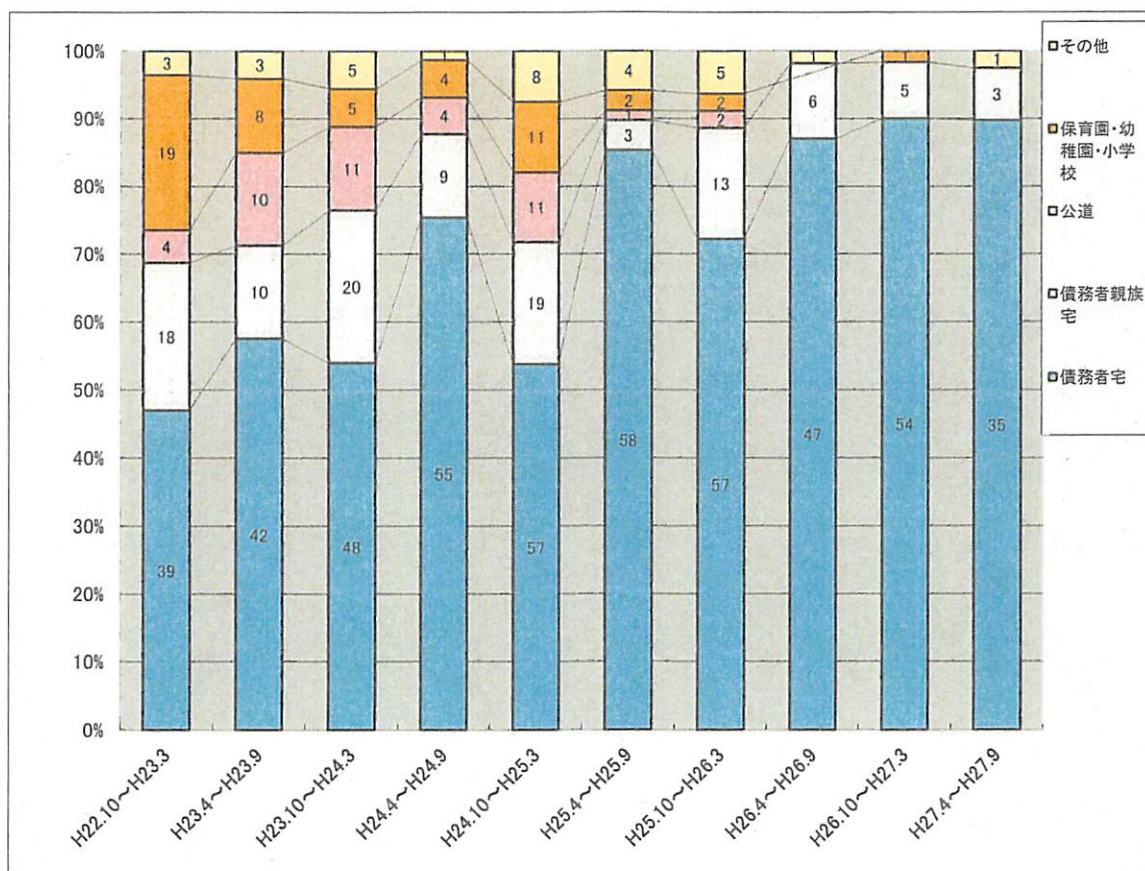


第3 子の引渡執行事件

【グラフー7】子の引渡執行事件の既済件数及び完了率(H22～27全国)



【グラフー8】子の引渡執行における執行場所(H22.10～27.9全国)

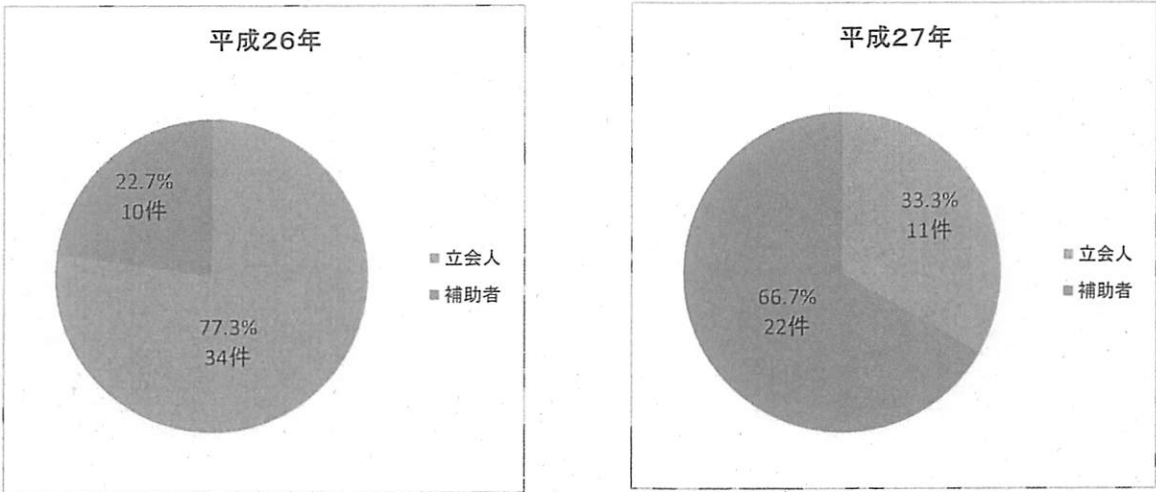


※ グラフ内の数は、件数を示している(1件につき複数名を執行した事件あり、1名につき複数の執行場所がある事件あり)。

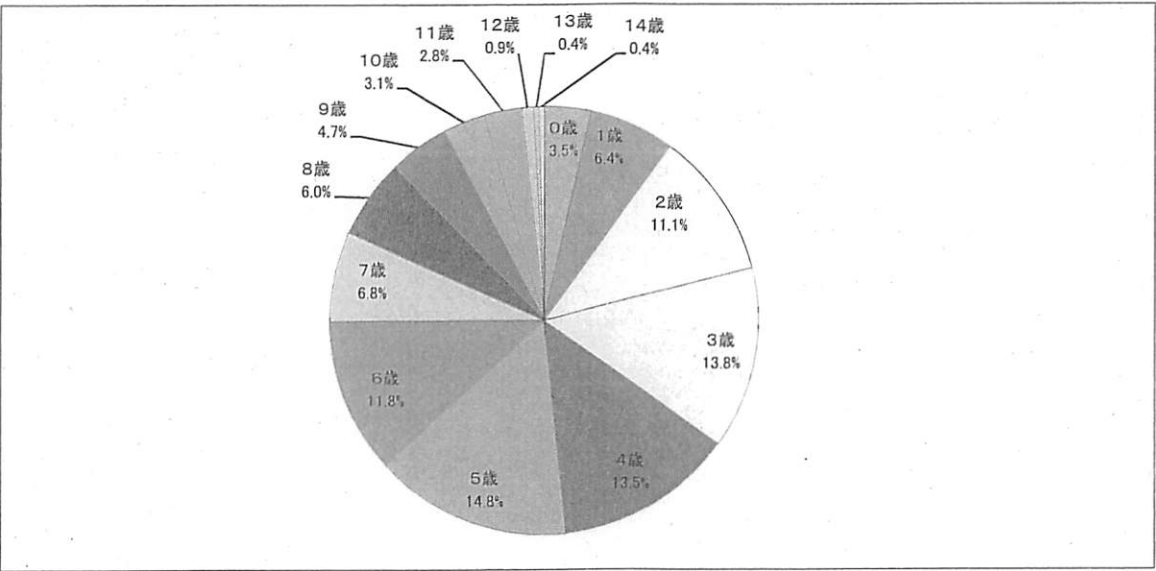
※ 「その他」の主なもの、次のとおりである。

・債務者宅周辺・公園内またはその付近・債権者代理人事務所・公民館駐車場

【グラフー9】専門家関与の形態(H26及び27全国)



【グラフー10】子の年齢分布(H22.10～27.12全国)



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
人数	25	45	78	97	95	104	83	48
	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計
人数	42	33	22	20	6	3	3	704

※ 上記第3の各数値は、最高裁判所事務総局民事局調査依頼に基づく各庁からの報告によるものである。

(資料4)

平成28年度

民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会事前アンケート資料(民事執行)

最高裁判所事務総局民事局

(資料目録)

執1 競売不動産の評価に関する評価人との連携		1
執1-1	競売不動産の評価一般に関する評価人との協議 (アンケート項目 1(1))	1
執1-2	自庁統計数値 (売却率及び乖離率) の取得の有無 (アンケート項目 1(2))	2
執1-3	自庁統計数値 (売却率及び乖離率) の取得対象 (アンケート項目 1(3))	2
執1-4	自庁統計数値 (売却率及び乖離率) の評価人との共有 (アンケート項目 1(4))	3
執1-5	自庁統計数値 (売却率及び乖離率) に基づいた競売不動産の評価方法の見直し (競売市場修正率の見直しを除く) (アンケート項目 1(5))	3
執2 不動産競売における競売市場修正率の検討状況		4
執2-1	競売市場修正率変更の有無 (アンケート項目 2(1))	4
執2-2	競売市場修正率の具体的な変更内容等 (アンケート項目 2(2))	4
執2-3	競売市場修正率変更に当たり参考とした資料 (アンケート項目 2(3))	5
執2-4	競売市場修正率変更に当たっての評価人との協議 (アンケート項目 2(4))	5
執2-5	競売市場修正率変更後の売却率及び乖離率の変化 (アンケート項目 2(5)ア、イ)	7
執2-6	競売市場修正率変更後の問合せ (アンケート項目 2(6))	7
執2-7	競売市場修正率変更に関する周知 (アンケート項目 2(7))	7
執2-8	競売市場修正率変更の要否についての評価人との協議 (アンケート項目 2(8))	5
執2-9	競売市場修正率変更に伴う問題点やあい路 (アンケート項目 2(9))	7
執3 不動産競売の更なる迅速化の方策に関する検討状況		8
執3-1	平成27年の不動産競売の年間売却実施回数及び中止回数 (アンケート項目 3(1))	8
執3-2	平成28年の不動産競売の年間売却実施回数の増減 (アンケート項目 3(2))	8
執3-3	不動産競売事件における標準スケジュール (アンケート項目 3(3))	9
執3-4	不動産競売事件におけるファストトラック (アンケート項目 3(4))	11
執3-5	不動産競売事件における手続の更なる期間短縮 (アンケート項目 3(5))	12
執3-6	配当留保事件の処理① (アンケート項目 3(6))	13
執3-7	配当留保事件の処理② (アンケート項目 3(7))	13

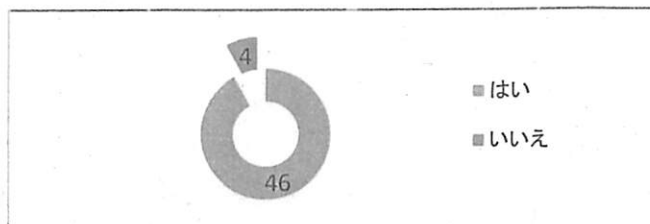
(注) 本資料は、平成28年7月20日付け民事局第三課長事務連絡「平成28年度民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会のための民事執行事件処理に関するアンケートについて」により、全国の地方裁判所本庁(50庁)に回答を依頼したアンケートの結果を、民事局において分類・整理して作成したものである。

各庁の回答のうち複数の庁が同一内容の回答をしたものについては、回答末尾に庁数を記載した。

執1 競売不動産の評価に関する評価人との連携

[執1-1] 競売不動産の評価一般に関する評価人との協議

競売不動産の評価一般に関して、定期的に裁判所と評価人との協議の場（評価事務研究会等）を設けていますか。（アンケート項目 1(1)）

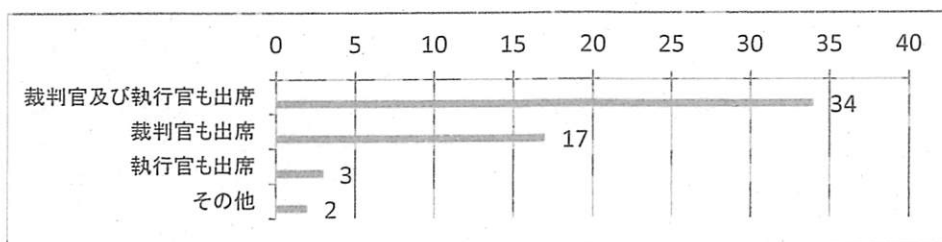


【主な協議形態】

- ・ 事前に協議問題を募集し、提出された協議問題について協議を行う。
- ・ 勉強会として、研鑽のための講義や評価上の問題点について意見交換や議論を行う。
- ・ 執行裁判所、執行官、評価人候補者会の三者によるミーティング
- ・ 講演

※異なる形式の協議の場を複数設けている庁もある。

【メンバー】

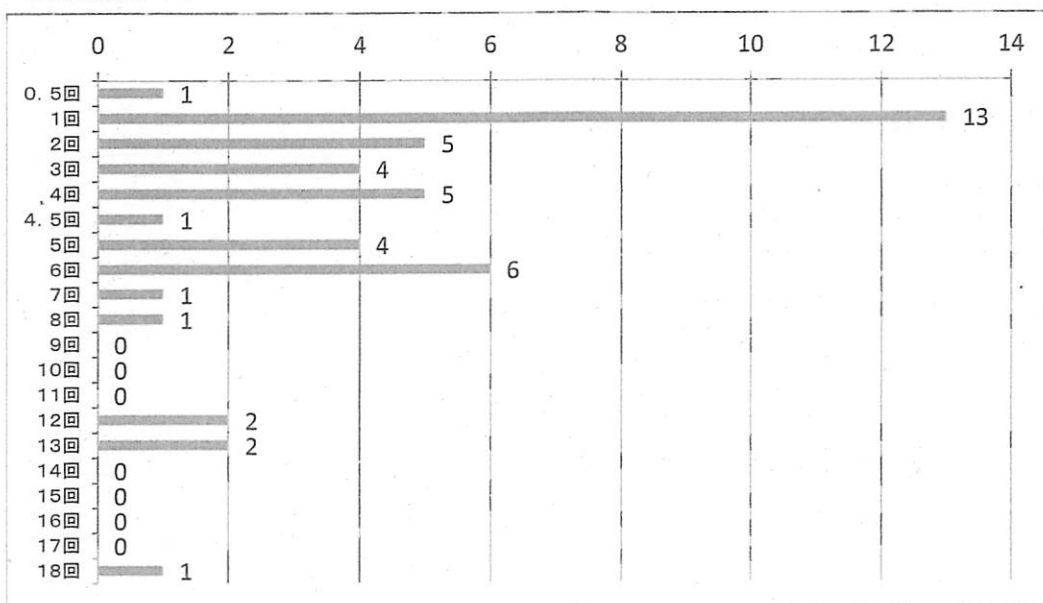


※いずれの庁も書記官・評価人は出席している。その他の出席者は上記のとおり。

※異なるメンバー構成の協議の場を複数設けている庁もある。

※その他は書記官・評価人だけである。

【開催頻度/年】

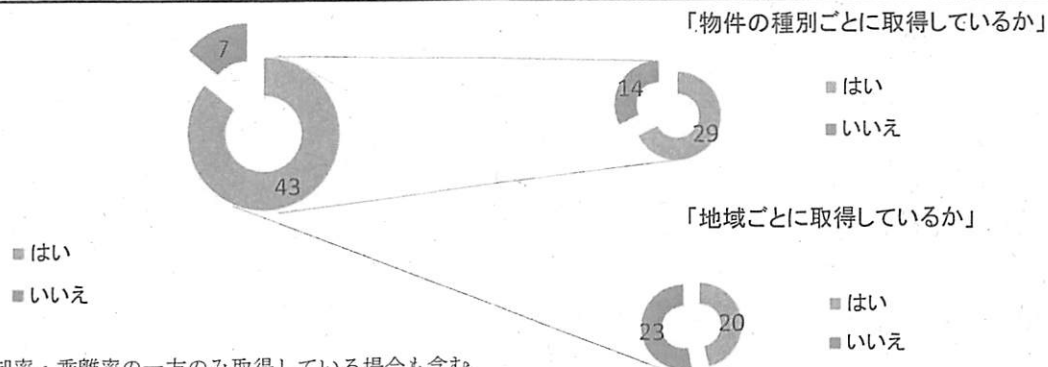


※0.5回は、2年に1度開催しているものである。

※4.5回は、年4回の協議会と、2年に1度の協議会を開催しているものである。

[執1-2] 自庁統計数値(売却率及び乖離率)の取得の有無

不動産競売の売却率及び乖離率の自庁統計数値を取得していますか。(アンケート項目1(2))

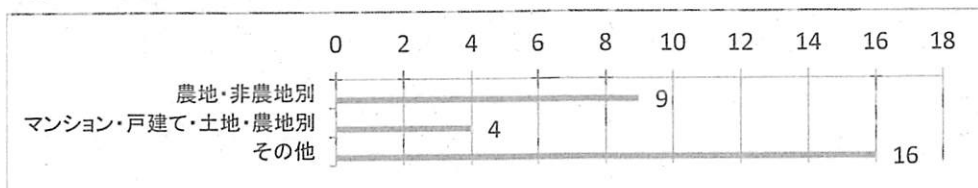


※売却率・乖離率の一方のみ取得している場合も含む。

※評価人が作成，取得している場合も含む。

[執1-3] 自庁統計数値(売却率及び乖離率)の取得対象(アンケート項目1(3))

【物件の種別ごとの統計取得】



※その他の主な回答は次のとおりである。

- ・マンションとそれ以外（戸建て，宅地等）
- ・土地のみ，土地建物，建物のみ，農地，山林，マンション

さらに以下のように細かく分類する庁もある。

土地：更地（宅地，雑種地），底地等

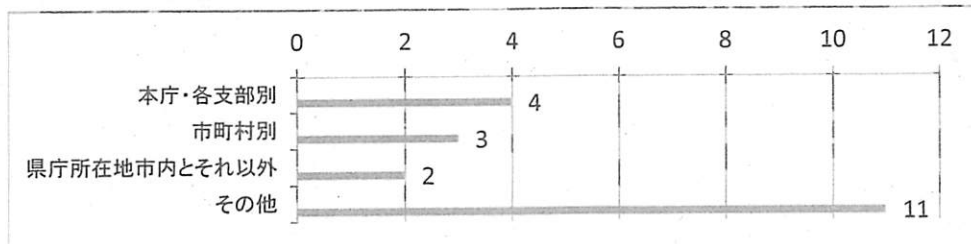
建物：戸建て，店舗，倉庫，工場等

土地建物：自用居宅・商業・工業・特殊系，収益物件居住・非居住系

マンション：ワンルーム，ファミリータイプ

農地：田，畑

【地域ごとの統計取得】

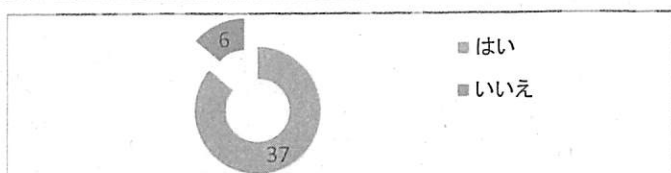


※その他の主な回答は次のとおりである。

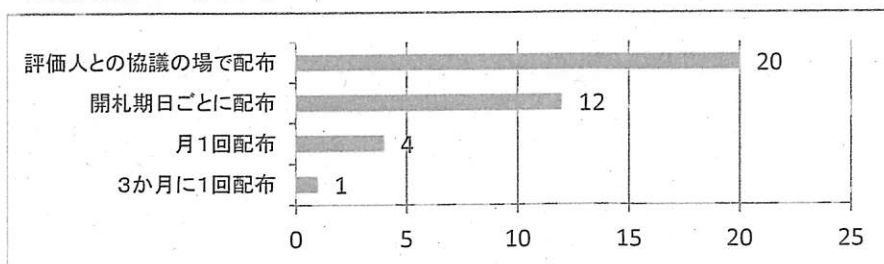
- ・本庁管轄内の市とそれ以外
- ・県内すべての市町村別
- ・農漁家住宅地域，標準住宅地域，高級住宅地域，商住混在地域，普通商業地域別
- ・東部地域，中部地域，西部地域別
- ・管轄裁判所別，地区別，市町村別，字別等，様々な条件で抽出が可能な状態となっている。

[執1-4] 自庁統計数値(売却率及び乖離率)の評価人との共有

不動産競売の売却率及び乖離率の自庁統計数値を裁判所と評価人との間で共有していますか。
(アンケート項目 1(4))



【統計数値の共有方法】

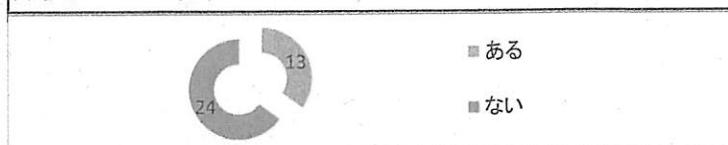


【統計数値を共有していない庁の理由】

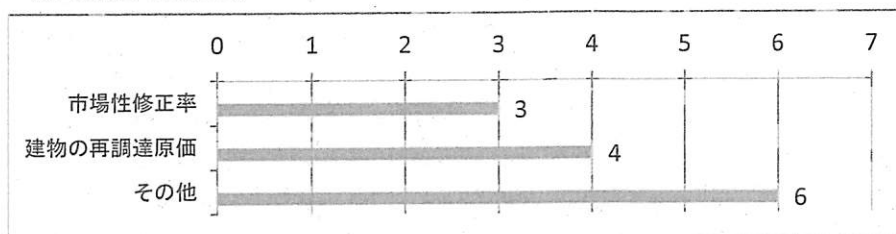
- ・ 評価実務研究会において、独自に乖離率等のデータを算出している。
- ・ 不動産競売の売却率及び乖離率の自庁統計数値は、公にされているデータではないので評価人らには配布していない。ただし、評価人らは、B I Tから把握できる範囲の売却データを有しているところ、同データは定期的に裁判所が点検して正確性を確保している（その意味では情報を共有していると言える）。
- ・ 以前、評価人協議会等で利用したことはあるが、その後、協議会等を実施していないため。
- ・ 評価人のほとんどが県庁所在地市内在住（遠方）であり、勉強会等を開くことが困難なため、知らせる機会がなかった。
- ・ 評価人会から一度数値の提供を受けたことがあるが、定期的な授受はしていない。

[執1-5] 自庁統計数値(売却率及び乖離率)に基づいた競売不動産の評価方法の見直し

共有している自庁統計数値に基づいて、過去5年内（平成23年以降）に、競売不動産の評価方法について見直しをしたことがありますか。（アンケート項目 1(5)）



【評価方法の見直し】



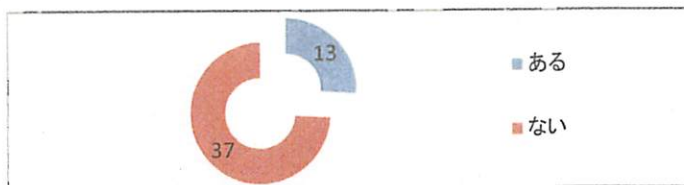
※その他の主な回答は次のとおりである。

- ・ 建物の評価方法を定率法から定額法へ運用を見直した。
- ・ 評価方法等について協議した上で、評価基準運用マニュアルを作成した。（3庁）
- ・ マンション評価で積算と比準の併用を導入した。（2庁）

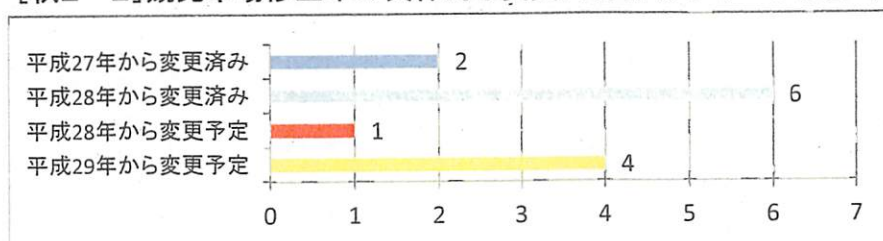
執2 不動産競売における競売市場修正率の検討状況

[執2-1]競売市場修正率変更の有無

平成27年及び平成28年に不動産競売における競売市場修正率を変更したことはありますか(変更が予定されている場合も含む。)(アンケート項目2(1))



[執2-2]競売市場修正率の具体的な変更内容等(アンケート項目2(2))



※ 変更時期順

庁	変更時期	対象物件	対象地域	変更率(減価率)
①	平成27年4月	全物件	全地域	▲45%→▲40%
②	平成27年11月	マンション	県内全域	▲40%→▲30%
③	平成28年2月	敷地権付きマンション	管内全域	▲50%→▲40%
④	平成28年2月	全物件	本庁管轄地域の、A市、B市、C郡、D市、E市	▲30%→▲10%
⑤	平成28年3月	全物件	全地域	▲40%→▲30%
⑥	平成28年3月	全物件	全地域	▲40%→▲20%
⑦	平成28年3月	対象地域内の全物件	A、B両支部の全域及びその他の地域の都市計画区域外	▲50%→▲40%
⑧	平成28年8月	農地を除いた土地、建物及びマンション	A地裁本庁及びA地裁B支部管轄区域内	土地建物▲40%→▲30% マンション:▲35%→▲25%
⑨	平成28年10月から変更予定	マンション、戸建て	本庁管内の全物件	マンション:▲40%→▲20% 戸建て:▲40%→▲30%
⑩	平成29年1月から変更予定	基本減価率50%で運用している物件	全地域	▲50%から▲40%に変更予定(現在、自用マンションは▲30%で、A市中心部の戸建て及び更地は▲40%で運用)
⑪	平成29年1月から変更予定	マンション	A市内	現在は▲40%である。変更後の修正率は未定
⑫	平成29年1月ころから変更することを検討	マンション	A市内	▲40%→▲30%
⑬	早ければ平成29年1月から変更予定	今後検討する	今後検討する	今後検討する

[執2-3] 競売市場修正率変更に当たり参考とした資料

競売市場修正率を変更するに当たって、どのようなデータ、資料、意見等を参考にしましたか。(アンケート項目 2(3))

【主な回答】

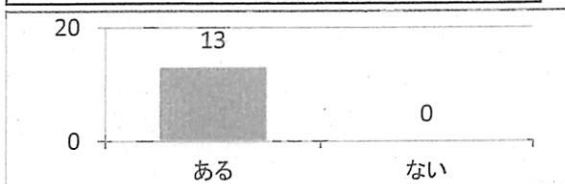
- ・乖離率の大きさ(11庁)
- ・金融機関との座談会における競売物件の低価格についての指摘
- ・同一高裁管内の地裁本庁の減価率
- ・管内を全て統一すべきという評価人の意見

[執2-4] 競売市場修正率変更

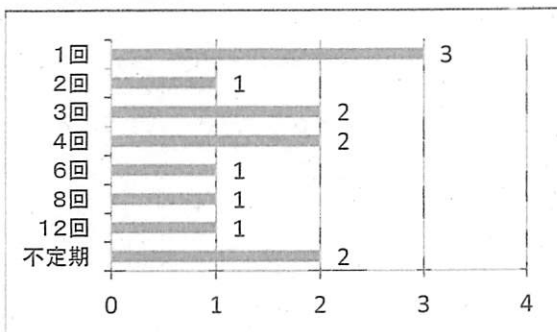
当たっての評価人との協議

※[執2-1]で「ある」と回答した庁

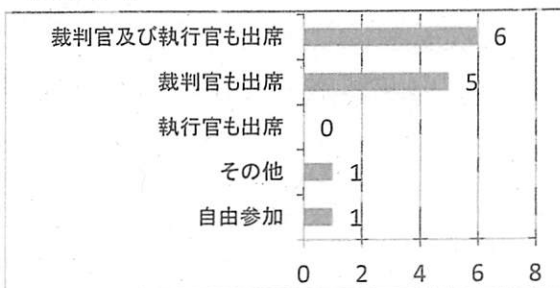
競売市場修正率を変更するに当たって、
評価人と協議を行ったことはありますか。
(アンケート項目 2(4))



【協議の開催頻度/年】



【メンバー】



※いずれの庁も書記官・評価人はメンバーに含まれている。

※異なるメンバー構成の協議の場を複数設けている庁もある。

※その他は書記官・評価人だけである。

【主な協議形態】

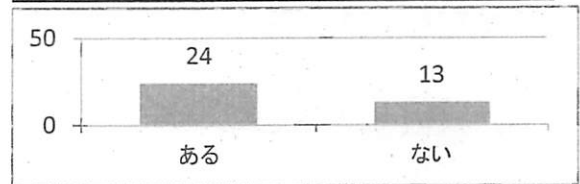
- ・評価人との定例の協議会等
- ・評価人との打合せ、ミーティング等
- ・評価人との意見交換会等

[執2-8] 競売市場修正率変更の要否

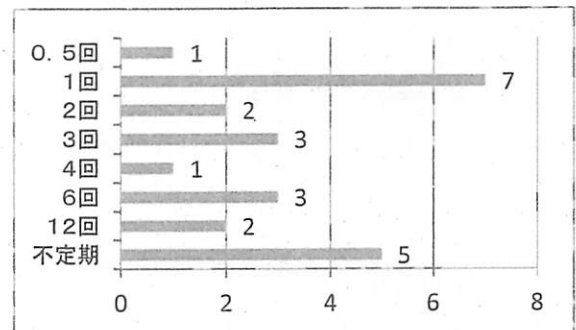
についての評価人との協議

※[執2-1]で「ない」と回答した庁

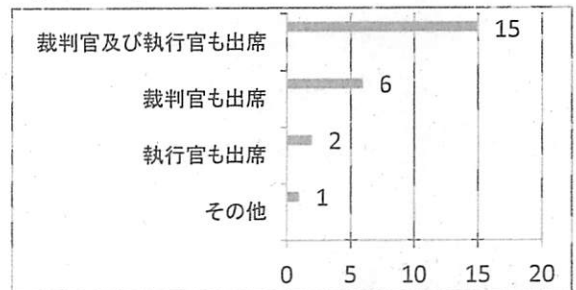
競売市場修正率の変更の要否について、
評価人と協議を行ったことはありますか。
(アンケート項目 2(8))



【協議の開催頻度/年】



【メンバー】



【評価人との協議において主に出された意見】

【執2-4】関係

- ・マンション及び戸建ての競売市場修正の減価率を低くすることについて反対意見は出なかった。
- ・社会的に競売案件が減少している中で乖離率を減少させるために修正率の変更は有意義である。
- ・売却率と乖離率が高い率で推移していることから、競売市場修正の減価率を低くすることが相当である。
- ・売れる物件をより高く売するためには、競売市場修正の減価率を低くする必要がある。
- ・一律にすべきか類型化にすべきか、類型化する場合には、どのような類型とするか、一律、類型化のいずれかにしても、どの程度の修正率にするか、市場性修正率との関係をどのようにするか。(2庁)
- ・地域の特性や物件の種別に応じた類型ごとの修正率を設定することについては、特段のデメリットはない。乖離率の縮小及び適正な修正率の把握等のためにも、マンションの修正率の見直しを具体的に検討すべき。マンションの修正率の割合について、同一高裁管内の他庁における割合から当庁に妥当な割合の提案があった。

【執2-8】関係

○積極意見

- ・評価人から、競売市場性修正率が一律▲40%のところ、マンションについては▲30%にすべきでないかとの意見が提出された。

○市場性修正によるべきとの消極意見

- ・売れる物件については市場性を100%にしても良く、市場性修正を柔軟に行うべきであろう。競売市場修正は政策判断なので評価人の判断で数字を動かすものではない方がいいのではないかな。
- ・競売市場修正率の性格から、地域の特性に応じた設定の理由が立たない、技術的にも困難である、市場性修正によるべきである、物件の種別に応じた設定についても、種別内での特性は千差万別である、乖離率が高いことを理由に修正率を変動させる必要があるのか、競売の利用促進につながるのか、マンションには取引事例比較法も併用しており乖離率を抑制する方向に働いている、再調達原価や耐用年数等の見直しで対応すべきである。
- ・競売市場修正は、競売物件であれば生じる制約によるものであって、物件の個性に着目するものではなく、物件の個性に着目することによるものは市場性修正なのではないかな。
- ・地域ごとに市場性修正率に差異を設ける必要があるのではないかな。

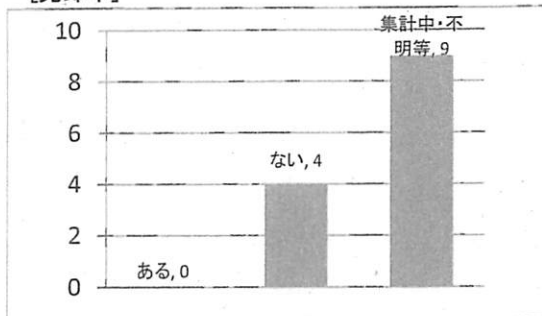
○その他消極意見

- ・地域ごとに変更するとしてもどのように線引きするのか、基準があいまいである、減価率をどれくらいに変更するのが妥当かよく分からない。
- ・乖離率が高いのは一部物件(本庁所在地市内の戸建て、マンション)の過熱化が要因であり、今すぐに修正率を変えるのは早計である。
- ・地域的に不動産競売市場は低調であり、当庁管内の売却率も低いから、直ちに現在の競売市場修正率を変更する必要性は感じられないが、今後の動向を見ながら変更を検討することとなった。
- ・全体として競売市場修正率を変更しても、売却率の向上は期待できない。
- ・アベノミクスによる経済情勢について、景気の先行きが不透明であることから現在のところ競売市場修正率の変更の必要はない。

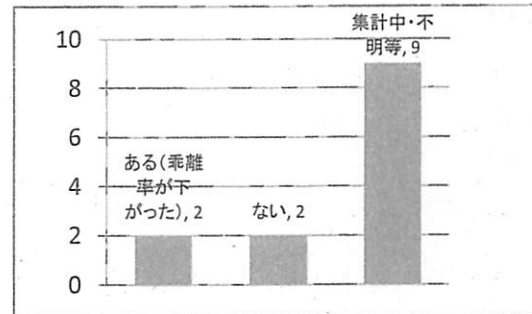
[執2-5]競売市場修正率変更後の売却率及び乖離率の変化

競売市場修正率を変更した後、売却率、乖離率に変化はありましたか。(アンケート項目 2(5)ア, イ)

[売却率]

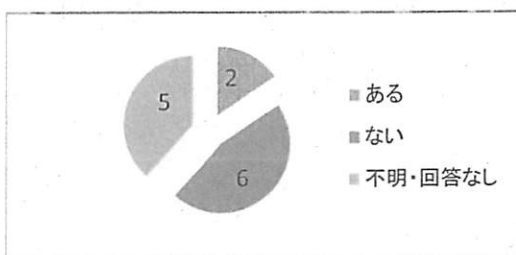


[乖離率]



[執2-6]競売市場修正率変更後の問合せ

競売市場修正率を変更した後、当事者、利害関係人又は買受希望者などから、競売市場修正率に関する問合せがありましたか。(アンケート項目 2(6))

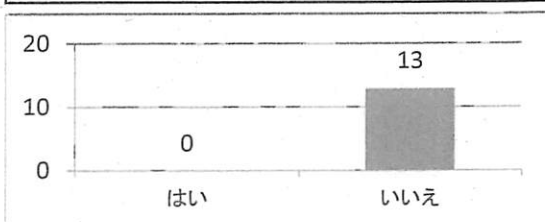


【問合せがあった内容】

- ・買受希望者からの競売市場修正率がいつ変わったのかとの問合せが数件あった。
- ・申立てを行う金融機関 1 社から、競売市場修正率を改訂したという噂を聞いたので、教えて欲しいという問合せがあった。

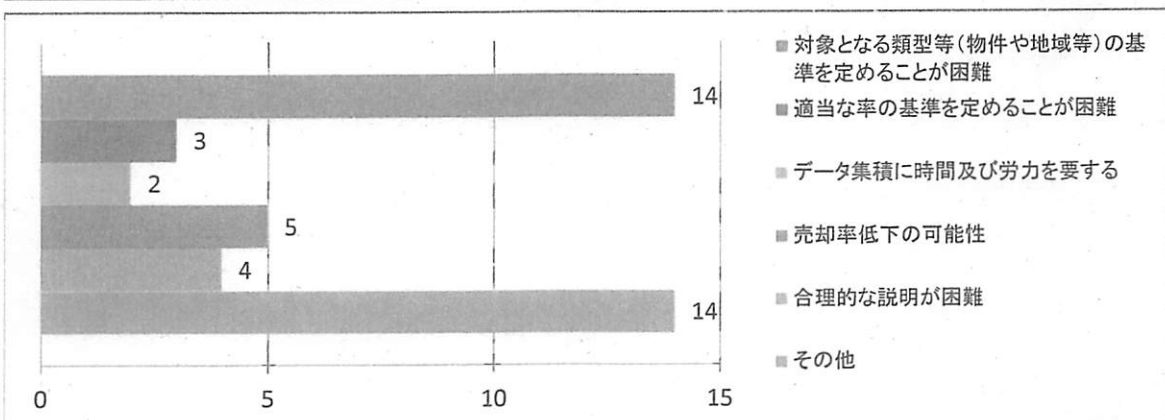
[執2-7]競売市場修正率変更に関する周知

競売市場修正率を変更した前後の時期において、競売市場修正率の変更に関する周知を行いましたか(裁判所内部及び評価人に対する周知を除く。)(アンケート項目 2(7))



[執2-9]競売市場修正率変更に伴う問題点やあい路

競売市場修正率の変更の要否を検討した際に、変更に伴う問題点やあい路としてどのようなものが考えられましたか。問題点やあい路を具体的に記入してください。(アンケート項目 2(9))



○合理的な説明が困難

・ 買い受けた物件についてリスクが顕在化したような場合に減価率を小さくすると、リスクは競売市場修正で考慮済みとの説得性が低下する。

・ 競売市場修正は、競売物件であれば生じる制約によるものであって、物件の個性に着目するものではなく、物件の個性に着目することによるものは市場性修正なのではないか。

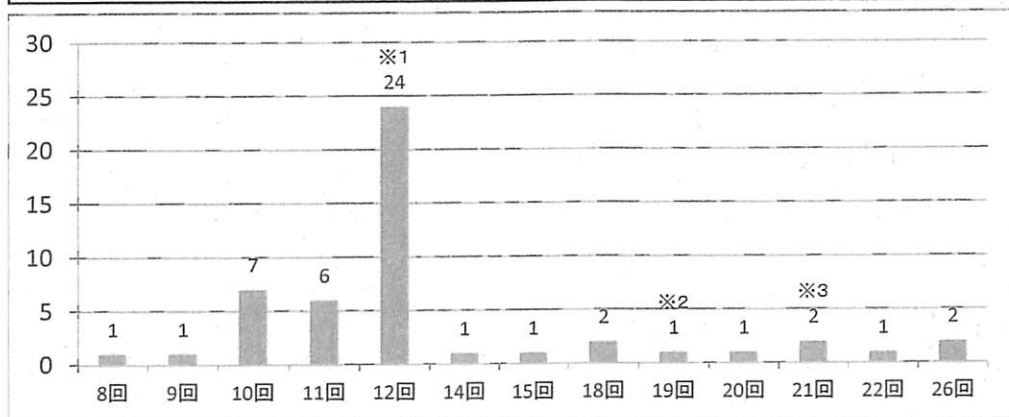
○その他

- ・ 他庁の競売市場修正率との均衡。
- ・ 評価人が反対している。（3庁）
- ・ 管轄が広く、離島もあり、経済状況も地域によって異なっているため、評価人候補者全員で統一した競売市場修正率を定めることは難しい。

執3 不動産競売の更なる迅速化の方策に関する検討状況

【執3-1】平成27年の不動産競売の年間売却実施回数及び中止回数

平成27年の不動産競売の年間売却実施回数（農地を除く。）は何回ですか。そのうち、中止した回数は何回ですか。（アンケート項目3(1)）



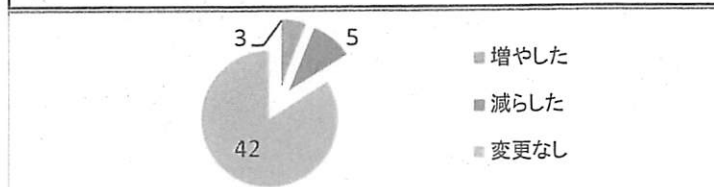
※1 うち2庁は1回中止

※2 3回中止

※3 うち1庁は1回中止

【執3-2】平成28年の不動産競売の年間売却実施回数の増減

平成28年の不動産競売の年間売却実施回数は、平成27年に比べて増減しましたか。（アンケート項目3(2)）



【増やした理由】

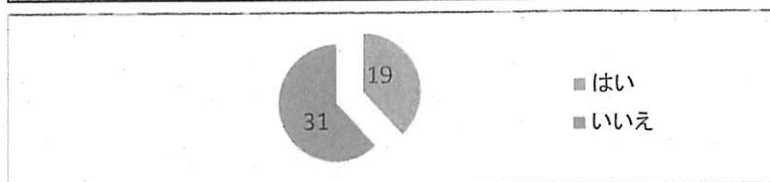
- ・ 農地の売却の滞留があったため。
- ・ 前年度、連休等で開札期日を入れない月があったため。（2庁）

【減らした理由】

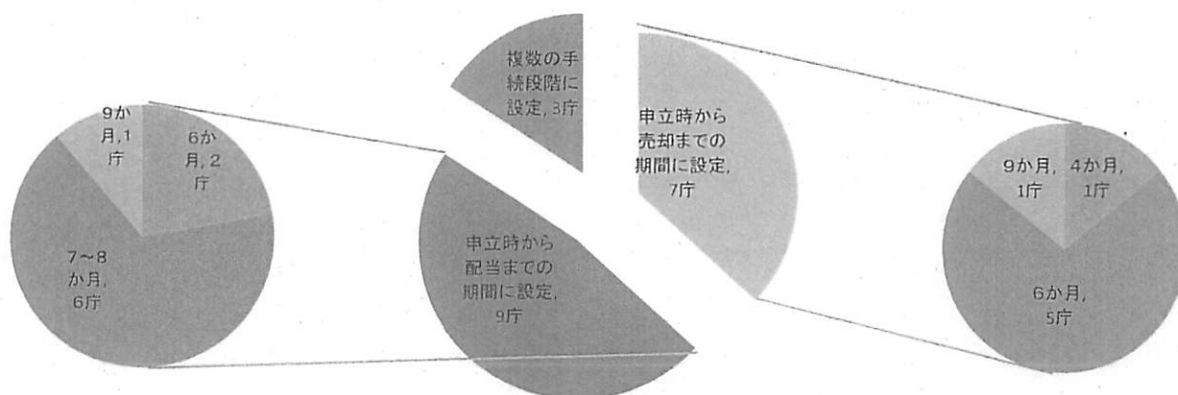
- ・ 事件数の減少により1回の売却実施件数が少なくなっているため。（5庁）
- ・ 買受希望業者の資金繰りを良くすることによって売却率を上げるため。

[執3-3]不動産競売事件における標準スケジュール

不動産競売について、標準スケジュール（申立てから売却や配当等までの一般的な目標期間）を設定していますか。（アンケート項目 3(3)）



標準スケジュールを設定している手続段階とその期間

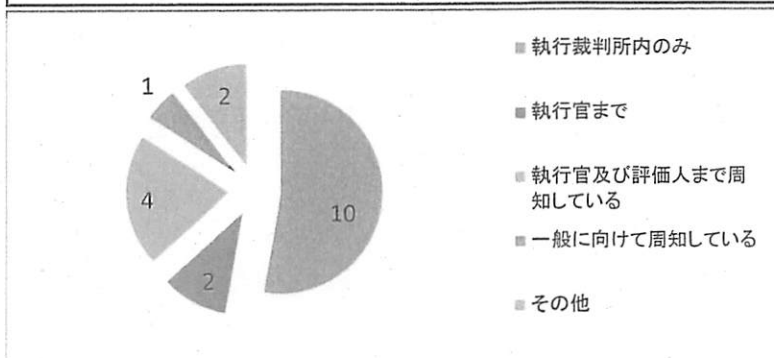


【複数の手続段階において標準スケジュールを設定していると回答した庁の具体的回答】

- ・申立時から売却基準価額決定まで約2か月、売却実施処分から売却許可まで約2か月、代金納付指示から配当終了まで約2か月
- ・申立時から現況調査報告書及び評価書の提出まで約2か月、物件明細書の作成まで約1か月、物件明細書作成締切から代金納付まで約4か月、代金納付から配当期日指定まで約1週間、配当期日指定から配当期日まで約1.5か月
- ・開始決定は予納金が予納された日又は翌日、差押登記は開始決定日に嘱託、現況調査命令及び評価命令は開始決定と同時に発令し、提出期限は2か月後、配当要求終期は差押済みの登記事項証明書が返送された日又はその翌日に1か月先の日を指定、物件明細書の作成は配当要求終期後、現況・評価が提出されてから1週間以内、売却実施処分は当月に物件明細書が作成された事件については、翌月の初日にまとめて行う、代金納付期限は売却許可決定が確定した日から1月以内、配当期日は代金納付日から1月以内

[執3-3ア]

標準スケジュールは、どの範囲で周知していますか。（アンケート項目 3(3)ア）

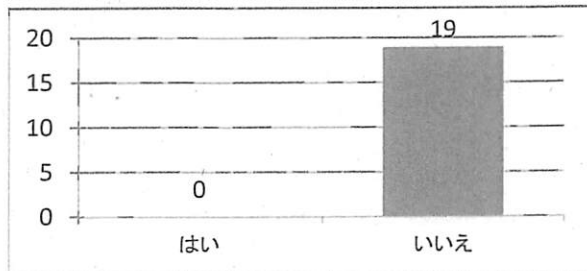


【その他を選択した庁の具体的な回答】

- ・ 申立債権者となる金融機関等に周知
- ・ 現況・評価書の提出期限は執行官及び評価人まで、B I T及び新聞の掲載日から代金納付期限通知書の発送日までのスケジュールは一般に向けて周知

【執3-3イ】

標準スケジュールに基づいて、個別の事件の申立時に、当該事件の具体的な目標期間を設定していますか。（アンケート項目3(3)イ）



【執3-3ウ】

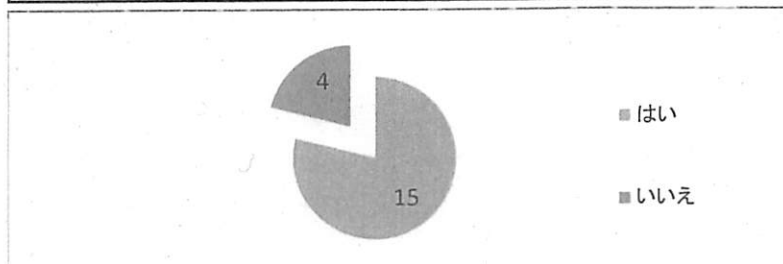
個別事件における目標期間の進行管理の内容を具体的に記入してください。（アンケート項目3(3)ウ）

【各庁の具体的な回答は以下のとおり】

- ・ 全体的に記録の背表紙に付記した上で、書記官と主書が管理、物明及び配当段階では1か月に1回の統計時に主書と書記官で確認、物明段階では主書が管理表で管理など、手続全体を通じて管理している。なお、3か月に1回、主書が長期未済事件の有無を確認し、該当事件やそれに準ずる事件がある場合には、裁判官と主書でミーティングを実施し、対応策等を協議している。
- ・ 独自に作成した「進捗状況管理」（エクセル）で管理している。
- ・ 記録に進行管理表を添付している。

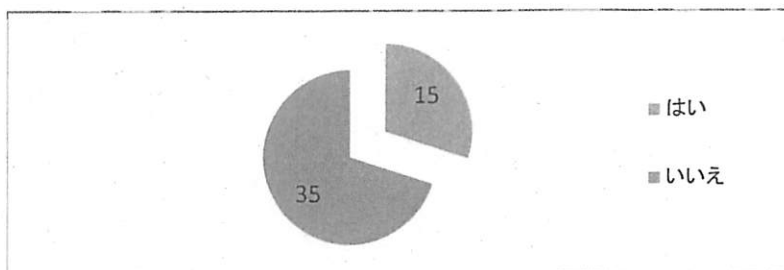
【執3-3エ】

年度ごとにあらかじめ作成する年間の売却スケジュール（売却実施回数等）は、【執3-3】の標準スケジュールに合致するように設定していますか。（アンケート項目3(3)エ）



[執3-4]不動産競売事件におけるファストトラック

いわゆるファストトラック（対象事件について、各種手続に要する期間を短縮する運用）を採用していますか。採用している場合には、いつから、どのような事件について採用していますか。（アンケート項目3(4)）



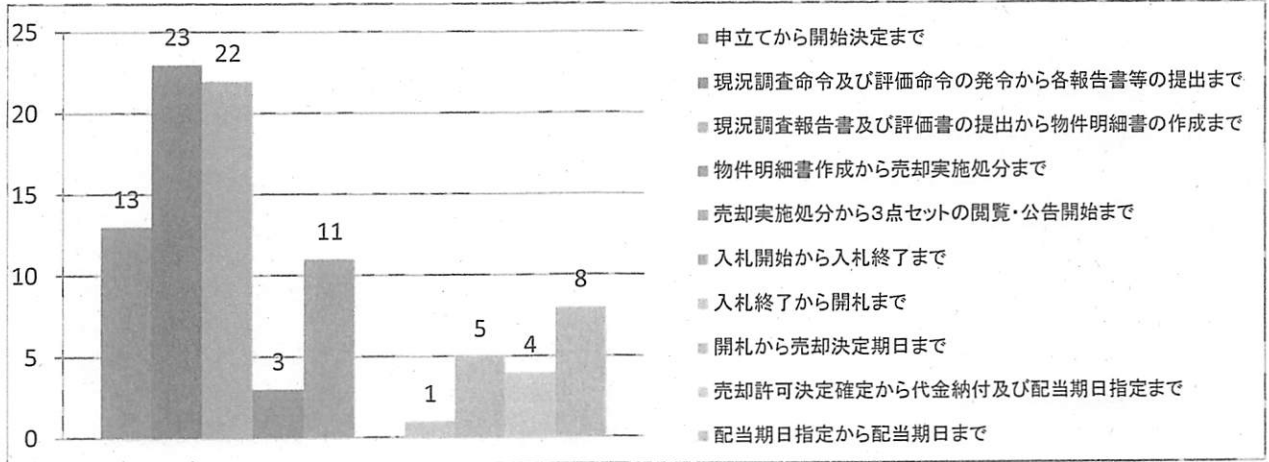
【ファストトラックの運用開始時期及び対象事件】

※ 運用開始時期順

庁	運用開始時期	対象事件
①	平成20年4月	不動産競売申立事件のうち、居住用で、かつ、債務者又は所有者の自用のマンション1室
②	平成20年6月	自用マンション
③	平成22年5月	平成元年以降に建築されたマンション及び戸建ての自用物件
④	平成22年7月	マンション
	平成27年10月	戸建て
⑤	平成23年2月	住居用区分所有建物1室
⑥	平成24年5月	全件
⑦	平成24年5月	全事件
⑧	平成24年9月	マンション、区画整理済みの土地及び一戸建て居宅（区域と築年数の制限あり）
⑨	平成25年10月	物件がマンションの事件のうち、売却単位複数事件、送達に時間を要する事件等を除く事件
⑩	平成26年8月	A市内の戸建て住宅（土地建物所有者が同一のもの）及びA市内のマンション（いずれも売却単位が一つのもの）
⑪	平成26年10月	自用マンション、A市中心部の戸建て及び更地
⑫	平成27年6月	全件（ただし、合理的理由があるものについては、提出期限の延長申請を認めている。）
⑬	平成27年12月	目的不動産が、①土地、建物各1の戸建て物件、②土地のみ（農地を除く）、③マンションの3類型
⑭	平成28年4月	いわゆる自用マンション
⑮	平成28年7月	所有者居住のマンション

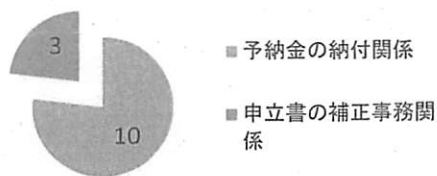
[執3-5]不動産競売事件における手続の更なる期間短縮

不動産競売の手続全体の中で、更なる期間短縮が可能と考えられるのはどの手続段階ですか。(アンケート項目3(5))

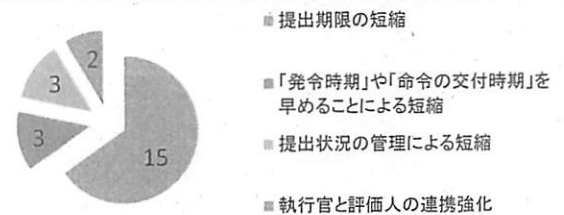


【選択した手続段階について、考えられる期間短縮の方策】

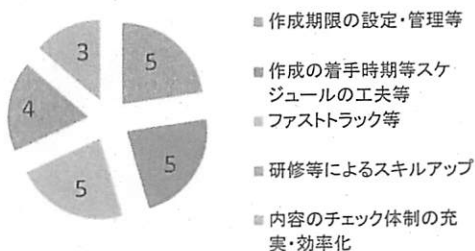
○申立てから開始決定まで



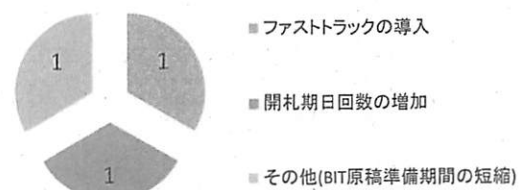
○現況調査命令及び評価命令の発令から各報告書等の提出まで



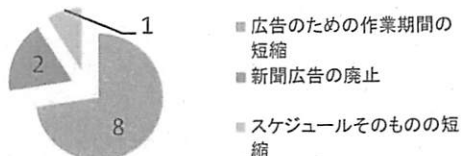
○現況調査報告書及び評価書の提出から物件明細書の作成まで



○物件明細書作成から売却実施処分まで



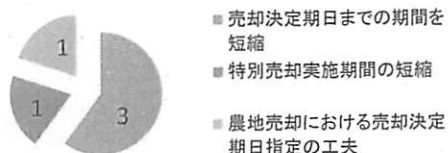
○売却実施処分から3点セットの閲覧・公告開始まで



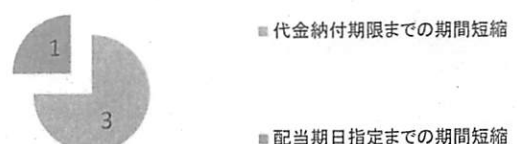
○入札終了から開札まで

・当該期間を6日から3日に短縮する。

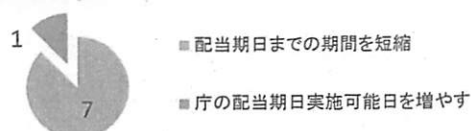
○開札から売却決定期日まで



○売却許可決定確定から代金納付及び配当期日指定まで

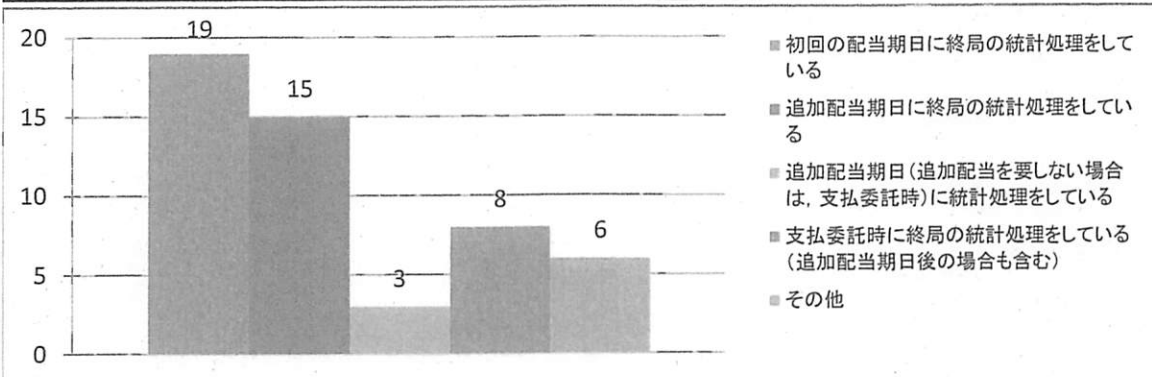


○配当期日指定から配当期日まで



[執3-6] 配当留保事件の処理①

配当留保事件（配当期日において所定の事由により、配当留保となった債権者が存在する事件）をどのように処理していますか。（アンケート項目 3(6)）



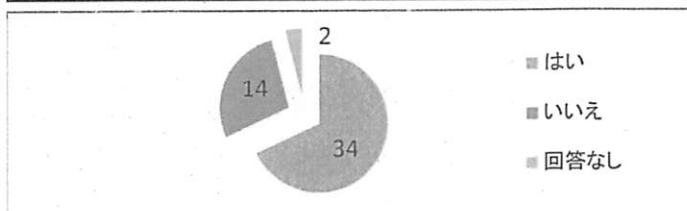
※ 複数選択した庁もある。

【「その他」を選択した庁の主な回答内容】

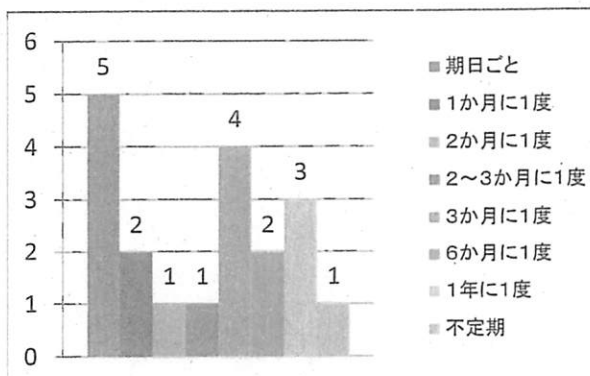
- ・ 配当異議による配当留保の場合はその帰趨を待って（追加配当期日等に）終局の統計処理をしているが、その他の事由（仮差や仮登記）の場合は初回の配当期日に終局の統計処理をしている。（2庁）
- ・ 債権者（利害関係人）所在不明の事実が記録上明らかとなった日から3年経過時に仮既済処理をした。

[執3-7] 配当留保事件の処理②

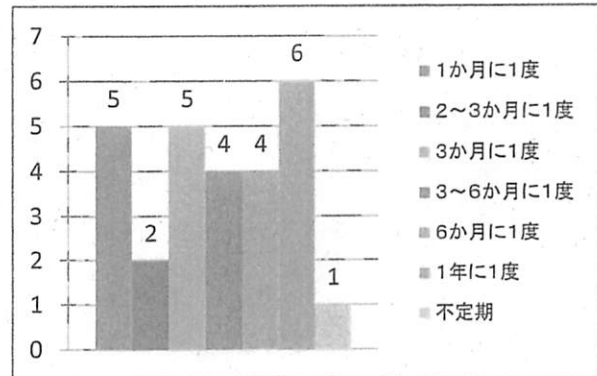
配当留保事件において、留保事由の帰趨について、債権者等に照会を行っていますか。（アンケート項目 3(7)）



【留保事由が配当異議訴訟の場合における照会の頻度】



【留保事由が仮差押等の場合における照会の頻度】



上記のほか、配当終了後1年程度は担当書記官が半年に1回程度、債権者等に照会をし、1年経過後は主任が引き継いで、1年に1回程度、再度照会（ただし、供託金額が5万円以下と少額な場合は、再度の照会を行わない）をしているという回答があった。

(28. 9. 28)

東京地裁及び大阪地裁における振り分け基準案

東京地裁民事第20部・大阪地裁第6民事部

1 振り分け基準額

【基準案】

20万円（下記2及び3の取扱いを踏まえた上での基準額である。）

2 99万円までの現金・預貯金の扱い

(1) 現金

【基準案】

- ① 99万円までの現金は法定自由財産であるから、破産法216条1項にいう「破産財団」には本来含まれない。
- ② ただし、保有現金が一定額を超える場合には、他にも財産を有している可能性・蓋然性があることから、破産財団をもって破産手続費用を支弁するに不足すると「認めるとき」（破産法216条1項）には当たらず、管財事件とする。

(注) 上記の「認めるとき」に当たらないと判断する金額について、東京地裁では33万円、大阪地裁では50万円とする。

(2) 預貯金

【基準案】

- ① 預貯金は、法定自由財産ではないので、原則として、破産法216条1項にいう「破産財団」に含まれる。
- ② 例外的に、預貯金のうち、法定自由財産（差押禁止財産や現金など）と同視できるものについては、「破産財団」に含めない。ただし、この場合であっても、現金と併せた金額が上記(1)②の基準を超える場合には、管財事件とする。

(注) ②に基づき積算対象外になるものについて、東京地裁では、申立直前の年金・給与を原資とする普通預金を破産財団に含めないことができるものとし、大阪地裁では、50万円未満の普通預金を現金と同視して破産財団に含めないものとする。

(3) 直前の現金化

【基準案】

原則として、直前の現金化は考慮しない（現金化する前の財産の性質を勘案しない。）。

3 財産の積算方法

【基準案】

① 現金等以外の個別財産は、財産の項目ごとに合計額が20万円未満かどうかを検討する。同一項目内の合計額が20万円未満にとどまったときは、その項目の個別財産は積算対象外とする。

② 個別財産が積み重なって多額になった場合は、管財事件とする（この場合には、20万円未満の個別財産も積算対象とする。）。

（注） ②に当たるか否かは、個別事案ごとに判断する。

4 同時廃止のための按分弁済

【基準案】

同時廃止のための按分弁済は行わない。

以 上